# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月14日

【中間会計期間】 第12期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 雅 博

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 田中和人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 田中和人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

### (1) 連結経営指標等

回次		第10期中	-	第	第11期中	角	第12期中		第10期		第11期
会計期間		自 平成1 4月1 至 平成1 9月3	日 6年	自至	平成17年 4月1日 平成17年 9月30日	自至	平成18年 4月1日 平成18年 9月30日	自至	平成16年 4月1日 平成17年 3月31日	自至	平成17年 4月1日 平成18年 3月31日
売上高	(百万円)	50,	972		80,016		100,469		117,779		173,695
経常利益	(百万円)	27,	343		36,364		47,707		60,295		79,867
中間(当期)純利益	(百万円)	16,	952		21,453		26,806		36,521		47,090
純資産額	(百万円)	76,	328		114,648		162,689		96,059		142,455
総資産額	(百万円)	100,	287		151,314		285,922		130,244		190,974
1 株当たり純資産額	(円)	20,229	.82		7,590.44		2,667.54		12,702.14		4,707.60
1 株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	4,397	.69		1,390.20		443.41		4,766.03		1,536.40
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	4,382	.68		1,386.52		442.53		4,750.62		1,532.38
自己資本比率	(%)	7	6.1		75.8		56.4		73.8		74.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,	206		24,886		27,796		46,083		59,604
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,	076		18,949		149,997		17,119		27,532
財務活動による   キャッシュ・フロー	(百万円)		42		3,390		75,125		384		3,028
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)		730		71,539		50,797		68,992		98,035
【従業員数 (外、平均臨時雇用者数]	(名)		197 168)		2,184 (248)		2,966 (334)		1,721 (207)		2,561 (273)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準 第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適 用しております。
  - 3 当社は、平成16年5月20日付、平成16年11月19日付、平成17年5月20日付、平成17年11月18日付および平成18年4月1日 付でそれぞれ株式1株を株式2株に分割しております。
  - 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の中間連結会計期間または年間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間		自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高	(百万円)	47,218	70,317	93,208	107,407	154,460
経常利益	(百万円)	27,253	37,603	49,105	60,922	82,111
中間(当期)純利益	(百万円)	17,009	22,629	28,531	37,157	49,725
資本金	(百万円)	6,503	6,803	7,100	6,692	7,032
発行済株式総数	(株)	3,773,192.32	15,104,854.28	60,463,170.12	7,550,123.64	30,226,068.56
純資産額	(百万円)	76,518	116,586	166,332	96,830	145,853
総資産額	(百万円)	98,408	147,960	283,606	126,210	187,268
1株当たり純資産額	(円)	20,280.28	7,718.73	2,750.99	12,804.29	4,820.02
1 株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	4,412.30	1,466.44	471.94	4,849.47	1,622.67
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	4,397.24	1,462.55	471.01	4,833.79	1,618.42
1株当たり配当額	(円)				484.00	156.00
自己資本比率	(%)	77.8	78.8	58.6	76.7	77.9
│従業員数   (外、平均臨時雇用者数)	(名)	1,091 (118)	1,742 (135)	2,289 (146)	1,322 (139)	1,959 (136)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
  - 3 当社は、平成16年5月20日付、平成16年11月19日付、平成17年5月20日付、平成17年11月18日付および平成18年4月1日 付でそれぞれ株式1株を株式2株に分割しております。
  - 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の中間会計期間または年間の平均雇用人員であります。

#### 2 【事業の内容】

#### (1) 事業内容の重要な変更

従来、事業の種類別セグメントの区分については、利益管理単位としての事業部を基準として、サービスの内容および特性を考慮した「リスティング事業」、「オークション事業」、「Yahoo! BB事業」、「メディア事業」、「ショッピング事業」、「ビジネスソリューション(BS)事業」及び「全社共通事業」の7区分としていましたが、当連結会計年度より、市場性を考慮した「広告事業」、「ビジネスサービス事業」及び「パーソナルサービス事業」の3区分に変更いたしました。この区分は従来より有価証券報告書の第2「事業の状況」において、項目別売上高として開示区分してきたものであります。

このセグメント区分の変更は、当連結会計年度において、サービスの効率的な提供に重点を置き、より迅速に市場の変化に対応するための組織変更を行ったことに加え、今後も、市場環境の変化に伴い、当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、表示の明瞭性および継続性を保つために、より経営実態やインターネット事業の変化が適切に反映される市場性を考慮した売上集計単位に変更したものです。

なお、変更後の事業の種類別セグメントと事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要サービス
広告事業	セールスシートに記載しているバナー広告、メール広告等による 売上、またはそれに付随する売上。 ・ バナー広告、テキスト広告、メール広告、企画広告制作費 ・ 有料リスティング広告(スポンサーサイト)
ビジネスサービス事業	<ul> <li>広告以外の法人向けビジネスによる売上。</li> <li>・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料</li> <li>・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料</li> <li>・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ・「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上</li> </ul>
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo! BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

なお、上記の区分は「第5 経理の状況 1.(1)中間連結財務諸表 注記」に掲げる事業の種類別セグメント情報の 区分と同一であります。

#### (2) 主要な関係会社の異動

主要な関係会社の異動は、「第1 企業の概況」の3 関係会社の状況に記載しているため省略しております。

なお、(1)事業内容の重要な変更、(2)主要な関係会社の異動を踏まえた「当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の事業内容と事業の種類別セグメントとの関係」および「事業の系統図」は、下記(3)、および(4)に記載のとおりであります。

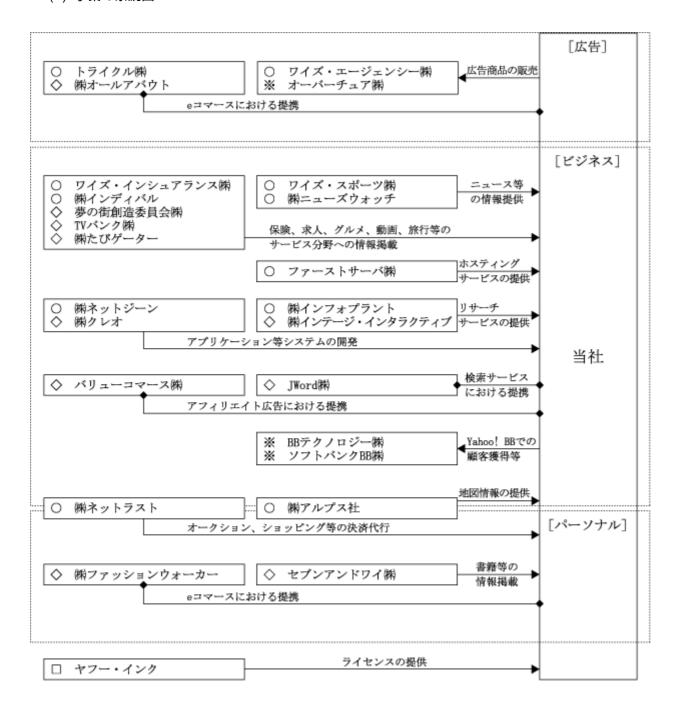
# (3) 当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の事業内容と事業の種類別セグメントとの関係

区分	名称	事業内容	関連する事業の 種類別セグメント
親会社	ソフトバンク(株)	持株会社	
その他の関係会社	ヤフー・インク	インターネットを利用した広告の販 売等	全セグメント
	ワイズ・スポーツ(株)	スポーツ情報の取材および記事・コンテンツ制作	ビジネスサービス 事業
	ワイズ・エージェンシー(株)	広告の企画・販売	広告事業
	(株)ネットラスト	オンラインでの決済関連事業	ビジネスサービス 事業・パーソナル サービス事業
	ワイズ・インシュアランス(株)	生命保険代理業および損害保険代理 業	ビジネスサービス 事業
	㈱インディバル	インターネットにおける求人事業	ビジネスサービス 事業
**************************************	㈱ネットジーン	モバイル用のアプリケーションの開   発	ビジネスサービス 事業
主な連結子会社	ファーストサーバ(株)	情報処理サービス業(レンタルサー パ事業・ドメイン登録事業・その他 インターネット事業)	ビジネスサービス 事業
	㈱アルプス社	各種地図の企画製作、地図データや 地域情報の提供	ビジネスサービス 事業・パーソナル サービス事業
	トライクル(株)	モバイルコマース事業	広告事業
	㈱インフォプラント	インターネット上の調査事業	ビジネスサービス 事業
	㈱ニューズウォッチ	情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業	ビジネスサービス 事業
	その他 5 社		

区分	名称	事業内容	関連する事業の 種類別セグメント
	㈱たびゲーター	インターネット上の旅行代理店およ び旅行情報の提供	ビジネスサービス 事業
	㈱インテージ・インタラクティブ	インターネットを利用したリサーチ 事業	ビジネスサービス 事業
	㈱オールアバウト	専門ガイドによる総合情報サイト、 インターネット広告事業	広告事業
	夢の街創造委員会㈱	「出前館」を核に、インターネット を使ったデリバリー総合情報の発信 と、 e コマースサービスの企画・開 発・運用等	ビジネスサービス 事業
	㈱クレオ	システム開発事業、パッケージソフ トの企画・開発・販売事業等	ビジネスサービス 事業
主な持分法適用	JWord(株)	JWord (日本語キーワード)事業	ビジネスサービス 事業
関連会社	バリューコマース(株)	アフィリエイトプログラムサービス、インターネット広告配信・管理 サービス、インターネット販売力向 上支援、インターネットマーケティ ングコンサルティング	ビジネスサービス 事業
	㈱ファッションウォーカー	ファッションコマースサイトの運営	パーソナルサービ   ス事業
	TVバンク(株)	動画コンテンツサービス事業	ビジネスサービス 事業
	セブンアンドワイ(株)	インターネットを利用した書籍類、 CD、DVD等の販売およびサービ スの提供	パーソナルサービ ス事業
	その他7社		
関連当事者	BBテクノロジー(株)	ADSL事業	ビジネスサービス 事業
(親会社の子会社)	ソフトバンクBB(株)	コンテンツサービス事業、FTTH事 業、流通事業等	ビジネスサービス 事業
社の子会社)	オーバーチュア(株)	情報提供サービス業 能および経営成績に関する合理的な判断	広告事業

<sup>(</sup>注) 当中間連結会計期間より、企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に 重要性の乏しい会社については、連結の範囲および持分法の適用範囲から除外しております。

#### (4) 事業の系統図



○ 連結子会社◇ 持分法適用関連会社□ その他の関係会社※ 関連当事者(会社表記は順不同)

# 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、異動のあった重要な関係会社は以下のとおりであります。

# 除外

株式会社ブライダルネットは、株式の売却により平成18年8月18日付で連結子会社より除外しております。

#### 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	1,002 (62)
ビジネスサービス事業	1,146 (206)
パーソナルサービス事業	412 (32)
消去または全社	406 (34)
合計	2,966 (334)

- (注) 1 従業員数は、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。
  - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。
  - 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
  - 4 従業員数が前期末に比し、405名増加しているのは、業務拡大に伴う採用による増加であります。

### (2) 提出会社の状況

#### 平成18年9月30日現在

 従業員数(名)	2,289
	(146)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
  - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。
  - 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
  - 4 従業員数が前期末に比し、330名増加しているのは、業務拡大に伴う採用による増加であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

日本におけるインターネットの利用状況は、総務省の発表によると、人口普及率が66.8%、インターネットの利用人口は8,529万人と推定され、また、インターネット利用世帯に占めるブロードバンドの普及率が65.0%となるほか、携帯電話等によるインターネット利用率が57.0%に達し2人に1人以上が携帯電話等を通じてインターネットへの接続を行っているとともに、モバイルコマースなどのモバイルコンテンツ産業の市場規模が7,244億円に達するなど、ブロードバンド化、モバイル化が引き続き進展しております。

このようなインターネット利用状況の進展・利用環境の多様化にともない、インターネットの利用用途はウェブ閲覧、電子メール、ネットオークションやイーコマースなど従来より利用されているサービスに加え、新たな潮流として「Web2.0」の特徴を持ったサービス、とりわけブログやソーシャルネットワーキングサービスなど、専門的な知識が無くとも個人が容易に情報発信できる消費者参加型メディアが脚光を集め利用者が拡大しており、インターネットの利用目的やサービスの形もますます幅広いものとなっております。

このような状況のもと、当グループは、日本を代表するインターネット・サービス・カンパニーとして生活のあらゆる場面で使っていただける「ライフエンジン」としてのサービスの提供を目指すとともに、提供する各種サービスの内容を高め、信頼性の向上に努めてまいりました。同時に、創業以来築いてきた資産である「ブランドカ」、「技術力」、「利用者への圧倒的なリーチ」等を活かし、より強固な経営体質にすべく、収益の多様化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の当グループの業績は、売上高100,469百万円(前年同期比25.6%増)、営業利益49,000百万円(前年同期比30.9%増)、経常利益47,707百万円(前年同期比31.2%増)、中間純利益26,806百万円(前年同期比25.0%増)となりました。

平成18年3月期以前は売上高を6事業部および全社共通事業に分類していましたが、当中間連結会計期間より 開示セグメントを「広告事業」、「ビジネスサービス事業」、「パーソナルサービス事業」に変更しています。 〈広告事業〉

広告事業では当中間連結会計期間において、広告代理店との協力関係を一層強化し、広告主のニーズに合わせた各種展開を図り、需要の開拓や出稿機会の拡大に努めました。高度なフラッシュ技術により広告配信を行うメガバナーを使用した「ビルボードスーパーバナー」や「ラージスクエア」などの広告商品を積極的に販売し、より高いブランディング効果を求めるナショナルクライアントを中心に広告出稿を獲得したことから、Yahoo! JAPANが広告キャンペーンには欠かせない媒体としての存在感を示すことができました。また、インターネットならではの特性を活かしたターゲティング型の広告商品の活用もさらに普及し、利用者の行動履歴を基にした配信を行う行動ターゲティングはナショナルクライアントからのニーズが高く、一方で利用者の居住地域に合わせた配信ができる地域ターゲティングはこれまで獲得し難かった地方の広告主の需要をつかむことができました。なお、SP広告の領域では、季節性等の影響により、テキスト広告やメール広告である「Yahoo!デリバー」等は夏の時期にはやや低調な結果となりましたが、スポンサーサイトの売上は堅調に推移しました。モバイル広告については「Yahoo!モバイル」の利用者の増加を受けナショナルクライアントの利用機会も増え始め順調な伸びを示しました。

以上の結果、当中間連結会計期間の広告事業の売上高は42,537百万円(前年同期比43.0%増)、全売上高に占める割合は42.3%となり、営業利益は23,452百万円(前年同期比42.8%増)となりました。

#### <ビジネスサービス事業>

ビジネスサービス事業では当中間連結会計期間において、求人サイトである「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」等を中心に情報掲載料収入が大きく伸びました。「Yahoo!ショッピング」「Yahoo!オークション」では、積極的に新規ストア獲得に注力した結果、平成18年9月末現在のストア数は合計で22,304店舗となり、前年同期末比では12,747店舗(133.4%増)増加し、それに伴いテナント料および手数料収入が好調に推移しました。また、「Yahoo! BB」の新規獲得および継続インセンティブも堅調に推移したほか、株式会社インフォプラントおよび株式会社インテージ・インタラクティブとの提携のもと、引き続き「Yahoo!リサーチ」の販売にも注力しました。

以上の結果、当中間連結会計期間のビジネスサービス事業の売上高は22,193百万円(前年同期比42.9%増)、 全売上高に占める割合は22.1%となり、営業利益は8,551百万円(前年同期比20.1%増)となりました。

#### <パーソナルサービス事業>

パーソナルサービス事業では当中間連結会計期間において、「Yahoo!オークション」の参加資格をYahoo!プレミアム会員以外にも一部開放したほか、テレビCMなどの広告宣伝活動や、アフィリエイトサービスを提供しインターネットオークション市場のさらなる拡大を図りました。「Yahoo!オークション」の落札システム利用料を3%から5%に引き上げたことも寄与し、システム利用料収入は好調に推移しました。「Yahoo!オークション」の参加資格をYahoo!プレミアム会員以外にも一部開放したことによりYahoo!プレミアム会員数の減少が予想されましたが、解約者数の増加は限定的であり、平成18年9月末のYahoo!プレミアム会員数は643万ID(前年同期末比15.2%増)となり、「Yahoo!プレミアム」の売上は順調に推移しました。Yahoo! BB会員数は平成18年9月末時点で514.6万人(前年同期末比3.5%増)となりISP料金収入は堅調に推移したほか、「Yahoo!ファイナンス」や「Yahoo!動画」などの有料コンテンツの販売にも注力しました。

以上の結果、当中間連結会計期間のパーソナルサービス事業の売上高は35,813百万円(前年同期比22.8%増)、全売上高に占める割合は35.6%となり、営業利益は22,388百万円(前年同期比24.5%増)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動による資金の増加額は、法人税等の支払いがあったものの、利益の増加により 27,796百万円(前年同期比11.7%増)となりました。

投資活動においては、主にサービス拡充のためサーバー等の増強による有形固定資産の購入およびBBモバイル株式会社への出資等により149,997百万円(前年同期18,949百万円)の支出となりました。

財務活動においては、BBモバイル株式会社への出資に伴う借入れ等により75,125百万円(前年同期3,390百万円の 支出)の収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間において減少した資金は47,074百万円となり、現金及び現金同等物の中間期末 残高は50,797百万円(前年同期比29.0%減)となりました。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない 事業も多いため、事業の種類別に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

### (2) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
広告事業	42,534	+43.0
ビジネスサービス事業	22,133	+42.7
パーソナルサービス事業	35,801	+22.8
合計	100,469	+25.6

#### (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連絡	<b>吉会計期間</b>	当中間連結会計期間		
相子儿	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)	
オーバーチュア(株)	12,265	15.3	18,715	18.6	
(株)サイバー・ コミュニケーションズ	10,010	12.5	13,338	13.3	

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 セグメント間の取引については相殺消去しております。

# 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

# 4 【経営上の重要な契約等】

(1) 新たに締結した経営上の重要な契約等

# 優先株引受契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	BBモバイル株式会社
締結年月日	平成18年4月7日
契約期間	平成18年4月7日~(期間の定めなし)
主な内容	優先株引受契約
	ソフトバンク株式会社がボーダフォン株式会社を買収するにあたり、ボーダフォン株式の取
	得会社であるBBモバイル株式会社(ソフトバンク株式会社の完全子会社)が発行した優先株
	式を取得する。
	引受株数:600,000株
	発行価額:1,200億円(1株につき200,000円)
	配当条件:平成25年 3 月31日に終了する各事業年度までは無配とする。平成25年 4 月 1
	日以降に開始する各事業年度は、発行価額(200,000円)に0.12を乗じた額
	とする。
	なお、BBモバイル株式会社のリファイナンスに伴い、平成18年11月28日付に
	て上記「発行価額(200,000円)に0.12を乗じた額」は「発行価額(200,000円)
	に0.12+基準金利を乗じた額」に変更されております。
	償還条件:発行体の事前通知により常時償還可能とする。

# 新株予約権引受契約

371 1715 3 1	
契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	BBモバイル株式会社
締結年月日	平成18年4月7日
契約期間	平成18年4月7日~(期間の定めなし)
主な内容	新株予約権引受契約
	ソフトバンク株式会社がボーダフォン株式会社を買収するにあたり、ボーダフォン株式の取
	得会社であるBBモバイル株式会社(ソフトバンク株式会社の完全子会社)が発行した新株予
	約権を取得する。
	発行価額:無償
	新株予約権の数:98個
	目的となる株式数:98,000株
	行使価格:95,098円
	行使期間:平成25年4月1日から平成28年4月27日まで
	行使条件:平成18年4月1日から平成25年3月31日までの同社の累積EBITDAが3.35兆円
	を超えること。

# 株主間契約

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	BBモバイル株式会社、ソフトバンク株式会社、モバイルテック株式会社、
) (M) [H 3 70	ボーダフォンインターナショナルホールディングスB.V.(以下、「VIHBV」という)
締結年月日	平成18年3月17日
契約期間	平成18年3月17日~ (期間の定めなし)
主な内容	当社およびVIHBVは、当初取得したBBモバイル株式会社の優先株式の50%以上を保有する限
± 5/17 II	り、BBモバイル株式会社の取締役1名およびボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社)の取締役1名を指名することができる。 BBモバイル株式会社は、優先株主の過半数の同意を得ない限り、ボーダフォン株式会社に係
	る次の事項を決議してはならない。 ・定款変更
	・優先株主の指名した取締役の選解任 ・解散、清算、資本構成の変更、減資、
	・株式分割、株式併合、新株発行、株式の種類の変更 ・株式交換、株式移転、営業譲渡、
	・配当方針の変更
	平成24年6月30日または初回リファイナンスの最終予定償還日のいずれか遅い日以降、BBモバイル株式会社は、優先株主の過半数の同意を得ない限り、ボーダフォン株式会社に係る次の事項を決議してはならない。 ・監査役の選解任
	・資本提携、業務提携、合弁会社の設立、 1 億円以上の出資またはリース契約の締結 ・予算の決定および変更( 1 億円以上の変更、年間 5 億円の変更)
	・ストックオプションの付与、福利厚生の変更 ・予算外の重要な契約の締結、重要な契約の解約
	・会計方針の変更・倒産等手続の開始
	・支店等の設置または廃止 BBモバイル株式会社の完全親会社であるモバイルテック株式会社は、優先株主の過半数の同意を得ない限り、BBモバイル株式会社をして上記 および の各事項を決議させてはならない。
	当社およびVIHBVは、当初取得したBBモバイル株式会社の優先株式および新株予約権を譲渡することができる。ただし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモまたはKDDI株式会社等にこれらを譲渡する場合、ソフトバンク株式会社の同意を得なければならない。
	当社およびVIHBVは、次の事項のいずれかが生じるまで、新株予約権を行使しない。 ・BBモバイル株式会社またはボーダフォン株式会社の支配権に変更を生じたとき ・ボーダフォン株式会社の累積EBITDAが、3.35兆円を超えたとき
	・モバイルテック株式会社がBBモバイル株式会社の支配権に変更をもたらす普通株式の売却を行うとき
	新株予約権保有者は、モバイルテック株式会社がBBモバイル株式会社の支配権に変更をもたらす普通株式の売却を行う場合、保有する普通株式および新株予約権を当該売却先に売却することができる。
	当社およびVIHBVは、BBモバイル株式会社の新株予約権を行使して取得した普通株式を契約 関係当事者以外の第三者に譲渡する場合、モバイルテック株式会社に対し、譲渡先・譲渡対 価・譲渡予定日等の譲渡に関する重要な取引条件を通知し、当該普通株式の先買権を付与し なければならない。
	ソフトバンク株式会社は、モバイルテック株式会社の本契約における債務の履行を保証す る。

### 金銭消費貸借契約書

契約会社名	ヤフー株式会社(当社)
契約相手先	株式会社みずほコーポレート銀行
締結年月日	平成18年 4 月20日
契約期間	平成18年4月20日~ (期間の定めなし)
主な内容	金銭消費貸借契約書
	株式会社みずほコーポレート銀行とのシンジケーション方式による金銭消費貸借契約に基づく
	借入を行う。
	借入金額
	800億円
	借入実行日
	平成18年 4 月25日
	借入期間
	平成18年 4 月25日から平成22年 5 月25日
	弁済方法
	平成18年11月27日を第1回目として、以降6ヶ月毎25日に8回分割弁済
	借入金利
	初回(平成18年 5 月25日) 1 ヶ月物日本円TIBOR+0.30%
	2 回目以降 6 ヶ月物日本円TIBOR+0.30%

### (2) 経営上の重要な契約等の変更

当中間連結会計期間において、重要な契約等の変更はありません。

### 5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発費は88百万円であり、ビジネスサービス事業における次世代地図技術等の開発、コンテンツプラットフォームの改良・開発およびストレージ共有システムに関する研究開発に係るものであります。

# 第3 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

(3) 在外子会社

在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更 該当事項はありません。

### (2) 重要な設備計画の完了

提出会社が、前連結会計年度末に計画しておりました当連結会計年度のネットワーク関連設備の補強等について、平成18年9月末にて、投資予定額10,261百万円のうち3,303百万円が完了しております。

- (3) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (4) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

# (1) 【株式の総数等】

### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月14日)	上場証券取引所名また は登録証券業協会名	内容
普通株式	60,463,170.12	60,465,596.12	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	60,463,170.12	60,465,596.12		

<sup>(</sup>注) 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

# (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条 / 19の規定に基づくストックオプションの内容等

株主総会の特別決議日(平成12年1月21日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,480	18,432
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,270	同左
新株予約権の行使期間	平成14年 1 月22日 ~   平成22年 1 月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の   株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,270   資本組入額 25,635	同左
新株予約権の行使の条件	対よの を 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

# 株主総会の特別決議日(平成12年6月16日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,048	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,086	同左
新株予約権の行使期間	平成14年 6 月17日 ~   平成22年 6 月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,086   資本組入額 19,043	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、取合の事情を対している。 対象者は、取っている。 は、取っている。 は、取っている。 は、取っている。 は、取っている。 は、対した。 は、が、対した。 は、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入   れ、その他一切の処分は認め   ない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

# 株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,617	53,952
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,416	同左
新株予約権の行使期間	平成14年12月 9 日 ~ 平成22年12月 8 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,416 資本組入額 9,708	同左
新株予約権の行使の条件	対のはまないでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

# 株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,804	21,676
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 6 月21日 ~   平成23年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,559   資本組入額 4,780	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡となる。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 を持ちいい。 はいる。 を持ちいい。 はいる。 はいでいい。 はいる。 はいる。 はいでいい。 はいる。 はいでいい。 はいい。 はいでいい。 はいの。 はいでいい。 はいでいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいでいい。 はいい。 はいでいい。 はいい。 はいでいい。 はいいのでい。 はいいのでい。 はいいのでい。 はいいのでい。 はいいのでい。 はいいのでいる。 はいいのでいる。 はいいのでいる。 はいいのでいる。 はいいのでいる。 はいいのでいる。 はいいのでいる。 はいのでい。 はいのでいる。 はいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでいる。 はいのでい。 はいのでい。 はいのでい。 はいのでい。 はいの	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

# 株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,286	29,421
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497	同左
新株予約権の行使期間	平成15年12月 8 日 ~   平成23年12月 7 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,497   資本組入額 4,249	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事 は、死行とまたより はないない。 がよりななを行う、対した。 がでのではないでのでででででででででででででででででででででででででででででででで	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入 れ、その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)	1	当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円
		滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株
		の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×調整前発行価額 調整後発行価額

2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

#### 新株予約権

#### 平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	108	106
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,648	27,136
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月21日 ~   平成24年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### 平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

(		· /
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	16	15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,096	3,840
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月21日 ~ 平成24年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### (注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これ に準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または 取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果 1 株の100分の 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

3 1株当たりの払込みをすべき金額(以下「払込金額」)は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

# 平成15年度第1回新株予約権

# (平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	271	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,344	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月21日 ~   平成25年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,438   資本組入額 16,719	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その  他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

### 平成15年度第2回新株予約権

# (平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	54	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,728	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月21日 ~ 平成25年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

### 平成15年度第3回新株予約権

# (平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	46	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,472	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月21日 ~ 平成25年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### 平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	45	42
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	720	672
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月21日 ~   平成25年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の   株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,512   資本組入額 39,256	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### (注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これ に準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または 取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

3 1株当たりの払込みをすべき金額(以下「払込金額」)は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後<br/>払込金額調整前<br/>払込金額x既発行株式数<br/>・ 大割・併合・新規発行前の株価版発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数<br/>(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

### 平成16年度第1回新株予約権

# (平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	586	581
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,376	9,296
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月18日 ~   平成26年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

# 平成16年度第2回新株予約権

# (平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	69	67
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	552	536
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月18日 ~ 平成26年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

# 平成16年度第3回新株予約権

# (平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	35	33
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280	264
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月18日 ~ 平成26年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

### 平成16年度第4回新株予約権

# (平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	60	58
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240	232
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月18日 ~   平成26年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

### 平成17年度第1回新株予約権

# (平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,378	1,374
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,512	5,496
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月18日 ~ 平成27年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

### 平成17年度第2回新株予約権

# (平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	95	93
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190	186
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月18日 ~ 平成27年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### 平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	145	143
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290	286
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月18日 ~   平成27年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### 平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	105	103
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105	103
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月18日 ~ 平成27年 6 月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

#### (注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、 または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。 3 1株当たりの払込みをすべき金額(以下「払込金額」)は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 調整前
 ×

 払込金額
 ×

 販発行株式数
 +
 分割・併合・新規発行前の株価

 販発行株式数
 +
 分割・新規発行による増加株式数

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる) ぶる似される場合。または光光が変むい割ましては

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

#### 平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,569	8,564
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,569	8,564
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 8 月24日 ~ 平成28年 8 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,198   資本組入額 23,599	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その 他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注) 2 参照	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)3参照	同左

#### 平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	313
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	313
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	44,774
新株予約権の行使期間	-	平成20年10月24日~ 平成28年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	- -	発行価格
新株予約権の行使の条件	-	(注) 1 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権の質入れ、その     他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	-	(注) 2 参照
新株予約権の取得条項に関する事項	-	(注) 3 参照

#### (注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに 準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年 退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

#### 3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額((注)5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注) 1 に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。
- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

調整後調整前<br/>行使価額×断規発行株式数×1株当たり払込金額<br/>分割・併合・新規発行前の株価一大割・新規発行による増加株式数

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日 (注)1	30,226,068.56	60,452,137.12	-	7,032	1	2,113
平成18年4月1日~ 平成18年9月30日 (注)2	11,033	60,463,170.12	67	7,100	67	2,181

- (注) 1 株式分割による増加 分割比率1:2
  - 2 新株予約権の権利行使による増加

### (4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

		1 132 10 -	・シクの口坑江
氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1丁目9 1	24,853,824	41.1
ヤフーインク (常任代理人 大和証券エスエム ビーシー株式会社)	701 FIRST AVENUE SUNNYVALE, CALIFORNIA 94089, U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目8 1)	20,215,408	33.4
ユービーエスエージーロンドン アイピービークライエントアカ ウント (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL, SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,978,401	3.3
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A, (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,292,896	2.1
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8 11	723,987	1.2
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11 3	373,477	0.6
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海 1 8 12晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟	336,239	0.6
ザチエースマンハツタンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	290,791	0.5
ジェーピーエムシービーオムニ バスユーエスペンショントリー ティージャスデック380052 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	177,260	0.3
指定単受託者三井アセット信託 銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社)	東京都港区芝3丁目23番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	155,155	0.3
計		50,397,438	83.4

<sup>(</sup>注) 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社、指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社の所有する株式数は、すべて信託業務に係るものです。

### (5) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,925		権利内容に何ら制限のない当社 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,461,225	60,461,225	同上
端株	普通株式 20.12		同上
発行済株式総数	60,463,170.12		
総株主の議決権		60,461,225	

- (注) 1 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が 1,846株(議決権 1,846個)含まれております。
  - 2 端株には、当社所有の自己株式 0.84株が含まれております。

### 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー株式会社	東京都港区六本木  六丁目10番1号	1,925	-	1,925	0.0
計		1,925	-	1,925	0.0

### 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月	
最高(円)	72,900	67,800	61,300	62,300	51,700	47,300	
最低(円)	64,000	57,700	50,500	43,250	43,800	39,200	

<sup>(</sup>注) 東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

# 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

# 第5 【経理の状況】

- 1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について
  - (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第 24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、 当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成して おります。

#### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表については、中央青山監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表については、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第11期中間連結会計期間の中間連結財務諸表および第11期中間会計期間の中間財務諸表

中央青山監査法人(現 みすず監査法人)

第12期中間連結会計期間の中間連結財務諸表および第12期中間会計期間の中間財務諸表

監査法人トーマツ

# 1 【中間連結財務諸表等】

# (1) 【中間連結財務諸表】

# 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期 (平成18年9月3		前連結会計年度 要約連結貸借対 (平成18年3月3	照表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			,		, ,		, ,
流動資産							
1 現金及び預金		71,542		50,801		98,038	
2 受取手形及び売掛金		19,665		27,014		25,213	
3 たな卸資産		132		118		165	
4 繰延税金資産		2,565		3,113		3,472	
5 その他		7,148		7,675		7,104	
貸倒引当金		1,577		2,382		1,805	
流動資産合計		99,476	65.7	86,340	30.2	132,188	69.2
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 建物付属設備		1,584		1,560		1,518	
(2) 工具器具備品		10,883		12,769		12,414	
(3) 土地		0					
(4) 建設仮勘定		56		152		82	
有形固定資産合計		12,525	8.3	14,482	5.1	14,015	7.4
2 無形固定資産							
(1) 連結調整勘定		1,509				4,128	
(2) のれん				4,035			
(3) その他		5,165		9,146		7,573	
無形固定資産合計		6,675	4.4	13,181	4.6	11,702	6.1
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		27,538		166,505		28,700	
(2) 長期貸付金		1,344					
(3) 繰延税金資産				1,173			
(4) その他		3,780		4,260		4,389	
貸倒引当金		26		22		21	
投資その他の資産合計		32,637	21.6	171,917	60.1	33,067	17.3
固定資産合計		51,838	34.3	199,581	69.8	58,785	30.8
資産合計		151,314	100.0	285,922	100.0	190,974	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 買掛金		1,146		802		889	
2 短期借入金		239		20,199		208	
3 未払金		10,216		11,222		12,418	
4 未払法人税等		16,242		21,070		23,484	
5 役員賞与引当金				83			
6 ポイント引当金		934		1,536		1,336	
7 その他		5,086		8,238		7,151	
流動負債合計		33,865	22.4	63,152	22.1	45,489	23.8
固定負債							
1 長期借入金				60,070			
2 長期未払金		0				13	
3 繰延税金負債		1,963				1,618	
4 退職給付引当金		14					
5 その他		195		9		30	
固定負債合計		2,173	1.4	60,079	21.0	1,663	0.9
負債合計		36,039	23.8	123,232	43.1	47,152	24.7
(少数株主持分)							
少数株主持分		626	0.4			1,367	0.7
(資本の部)							
資本金		6,803	4.5			7,032	3.7
資本剰余金		1,884	1.3			2,113	1.1
利益剰余金		101,100	66.8			126,737	66.4
その他有価証券 評価差額金		4,887	3.2			6,597	3.4
為替換算調整勘定						1	0.0
自己株式		27	0.0			28	0.0
資本合計		114,648	75.8			142,455	74.6
負債、少数株主持分 及び資本合計		151,314	100.0			190,974	100.0

						前連結会計年歷	中の
		前中間連結会計期	期間末	当中間連結会計期	間末	別選編云副年版   要約連結貸借対	
		(平成17年9月3		(平成18年9月3		(平成18年3月3	31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				7,100			
2 資本剰余金				2,181			
3 利益剰余金				148,734			
4 自己株式				28			
株主資本合計				157,987	55.3		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				3,295			
評価・換算差額等 合計				3,295	1.1		
新株予約権				4	0.0		
少数株主持分				1,402	0.5		
純資産合計				162,689	56.9		
負債純資産合計				285,922	100.0		
		_					

## 【中間連結損益計算書】

全 平成17年9月30日  全 平成16年3月31日   全 平成16年3月31日   全 経(百万円)   百分比			  (自 平月	連結会計 成17年 4 月					要約連(自 平原	結会計年度 結損益計 成17年4月	算書   1 日
売上扇   一巻の   一巻		:+±⊐	至 平原	成17年9月	30日)	至平	成18年9月	30日)	至 平原	成18年3月	31日)
売上原価 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 当 対	区分	注記 番号	金額(百	万円)		金額(百	百万円)		金額(百	万円)	
<ul> <li>売上総利益 販売費及び一般管理費 1 第業外収益 35,666 44.5 47,286 47.0 78,719 45.3 82,133 47.3</li> <li>1 受取利息 23 46.8 808 40.4 0.5 53 1,058 21  24  808  66  67  82  21  85  85  85  85  85  85  85  85  85  8</li></ul>	売上高			80,016	100.0		100,469	100.0		173,695	100.0
販売費及び一般管理費 1	売上原価			6,928	8.7		4,182	4.2		12,843	7.4
当業利益   37,421   46.8   49,000   48.8   82,133   47.3     当業外収益   342   35   24   35   35   35   35   35   35   35   3	売上総利益			73,087	91.3		96,286	95.8		160,852	92.6
登襲外収益   1 受取利息   342   161   629   348   349   34	販売費及び一般管理費	1		35,666	44.5		47,286	47.0		78,719	45.3
1 受取利息   342   361   35   24   35   24   35   36   404   0.5   53   1,058   1.0   35   696   0.4   24   35   35   35   35   35   35   35   3	営業利益			37,421	46.8		49,000	48.8		82,133	47.3
2 受取配当金 3 出資金分配益 23 35 808 404 0.5 53 1,058 1.0 35 696 0.4 営業外費用 3 190 5 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 2,689 1,777 47.5 79,867 46.0 対別利益 1 投資有価証券売却益 2 1,461 1.9 33 2,351 2.3 55 2,962 1.7 79,867 46.0 対別利益 36,364 45.4 47,707 47.5 79,867 46.0 対別損失 2 21 33 330 417 74 47.5 対別損失 1 固定資産売却損 2 21 33 330 417 74 47.2 1,087 47.2 対別損失 1 固定資産売却損 2 21 33 33 2,351 2.3 55 2,962 1.7 74 46.0 対別損失 1 固定資産売却損 2 21 33 330 417 74 47.2 1,087 47.2 2 2 2 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	営業外収益										
3 出資金分配益 38 404 0.5 53 1,058 1.0 35 696 0.4 営業外費用 1 支払利息 3 190 5 2,689 3 0.2 持分法による投資損失 85 67 211 461 1.9 33 2,351 2.3 55 2,962 1.7 公務別利益 1 投資有価証券売却益 37 265 1,461 1.9 33 2,351 2.3 55 2,962 1.7 47.707 47.5 79,867 46.0 特別利益 36 696 5 2 1,461 1.9 33 2,351 2.3 55 2,962 1.7 47.707 47.5 79,867 46.0 特別利益 1 投資有価証券売却益 413 33.0 417 3 3 貸倒引当金戻入益 4 業務提携解消に伴う 精解預 4 515 0.7 25 735 0.7 152 2,156 1.2 減損損失 3 投資有価証券評価損 4 1 1	1 受取利息		342			161			629		
4 その他     38 404 0.5 53 1,058 1.0 35 696 0.4       営業外費用     1 支払利息       2 持分法による投資損失 3 固定資産除却損     1,320 1,777 2 2,689 2,689 3       4 借入手数料     282 5 その他	2 受取配当金		23			35			24		
営業外費用     1 支払利息     3 190     5       2 持分法による投資損失     1,320     1,777     2,689       3 固定資産除却損     85     67     211       4 借入手数料     282     21       5 その他     52     1,461     1.9     33     2,351     2.3     55     2,962     1.7       経常利益     36,364     45.4     47,707     47.5     79,867     46.0       特別利益     330     417     413     330     417       3 資倒引当金戻入益     44     101     74     44       4 業務提携解消に伴う精窺館     4     515     0.7     25     735     0.7     152     2,156     1.2       1 固定資産売却損     2     21     33     195     2,156     1.2       1 固定資産売却損     2     21     33     195     2,156     1.2       2 減損損失     771     1,087     24     586     1,087     24     587     597     46.0     1.2       5 業務提供解消に伴う負担金     3     195     195     79     1.0     121     2,060     1.2       7 その他     20     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       15,952     36,679     45.8     47,454     47.2     79,	3 出資金分配益					808			6		
1 支払利息     3     190     5       2 持分法による投資損失     85     1,320     1,777     2,689       3 固定資産除却損     85     282     211       4 借入手数料     52     1,461     1.9     33     2,351     2.3     55     2,962     1.7       経常利益     52     1,461     1.9     33     2,351     2.3     55     2,962     1.7       特別利益     36,364     45.4     47,707     47.5     79,867     46.0       1 投資有価証券売却益     37     265     1,512     1,512       2 持分変動益     413     330     417     417       3 貸倒引当金戻入益     44     101     74     44       4 業務提携解消に伴う精窺師     515     0.7     25     735     0.7     152     2,156     1.2       1 固定資産売却損     2     21     33     195     1,087     24       2 減損損失     771     1,087     24     597     24       3 業務提供解消に伴う負担金     36,679     45.8     47,454     47.2     79,963     46.0       3 大規管     20     20     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       3 大規管     20     20     20     20     20     20     2	4 その他		38	404	0.5	53	1,058	1.0	35	696	0.4
2 持分法による投資損失       1,320       1,777       2,689         3 固定資産除却損       85       67       282         4 借入手数料       52       1,461       1.9       33       2,351       2.3       55       2,962       1.7         经常利益       52       1,461       1.9       33       2,351       2.3       55       2,962       1.7         特別利益       36,364       45.4       47,707       47.5       79,867       46.0         1 投資有価証券売却益       37       265       1,512       417       47.5       79,867       46.0         4 業務提携解消に伴う精算額       413       330       417       417       47.4       44       47.4       47.4       47.4       47.4       47.4       47.4       47.4       47.4       47.2       79,963       46.0       4.0       4.0       4.0       4.0       4.0       4.0       4.0       4.0        4.0	営業外費用										
3 固定資産除却損	1 支払利息		3			190			5		
4 借入手数料     5 その他 経常利益       特別利益     36,364       1 投資有価証券売却益     265       2 持分変動益     413       3 貸倒引当金戻入益     4413       4 業務提携解消に伴う精算額     45.4       5 その他 特別損失     515       1 固定資産売却損     2 21       2 減損損失     33       3 投資有価証券評価損     4 リース解約損失       5 事務所移転費用     7 その他 税金等調整前中間(当期)純利益。法人税、住民税及び事業税。法人税、住民税及び事業税。法人税、住民税及び事業税。法人税等調整額 少数株主利益     36,679       4 少数株主利益     97     0.1     183     0.2     279     0.2	2 持分法による投資損失		1,320			1,777			2,689		
5 その他 経常利益 特別利益     52 1,461 1.9 33 2,351 2.3 55 2,962 1.7 36,364 45.4 47,707 47.5 79,867 46.0       1 投資有価証券売却益 3 貸倒引当金戻入益 4 業務提携解消に伴う 精算額 5 その他 特別損失 1 固定資産売却損 2 減損損失 3 投資有価証券評価損 4 リース解約損失 5 養務提携解消に伴う 負担金 5 事務所移転費用 7 その他 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人稅、住民稅 及び事業稅 及び事業稅 大稅、程民稅 及び事業稅 人人稅、任民稅 及び事業稅 大人稅、任民稅 及び事業稅 大人稅、任民稅 及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人人稅、任民稅 人人稅、任民稅 人人稅、任民稅 人人口、大戶內包 (15,952 823 15,128 18.9 80 20,464 20.3 3,118 32,592 18.7 97 0.1 183 0.2 279 0.2       5 その他 税金等調整額 大人稅、任民稅 人及び事業稅 大人稅、任民稅 人少数株主利益     15,952 823 15,128 18.9 80 20,464 20.3 3,118 32,592 18.7 20,545 20.3 3,118 32,592 18.7       1 5,952 823 15,128 18.9 80 20,464 20.3 3,118 32,592 18.7       2 2 2 1 2 2 2 2 2 3 3 3 3 2,351 2.3 55 2,962 1.7       3 3 2 2,351 2.3 55 2,962 1.7       4 47,070 47.5 79,867 46.0       4 5 2 2,962 1.7       4 5 3 3 2,351 2.3 55 2,962 1.7       4 5 4 4 5 4 7,707 47.5 79,867 46.0       5 2 9,867 1.0 1.2 2,156 1.2       4 5 2 2 2 1 2 3 3 3 2 3 5 2 3 5 2 3 5 2 3 5 2 3 5 2 3 5 5 2,962 1.7       4 5 2 2 2 1 3 3 3 2 3 5 2 3 5 2 3 5 2 3 5 2 3 5 2 3 5	3 固定資産除却損		85			67			211		
経常利益 特別利益 1 投資有価証券売却益 2 持分変動益 3 貸倒引当金戻入益 4 業務提携解消に伴う 精寶額 5 その他 特別損失 1 固定資産売却損 2 21 2 減損損失 3 投資有価証券評価損 4 Jース解約損失 5 業務提携解消に伴う 負担金 6 事務所移転費用 7 その他 税金等調整前中間 (当期)純利益 3 投の事業稅 法人稅、住民稅 及び事業稅 大稅、住民稅 及び事業稅 大人稅、住民稅 及び事業稅 大人稅、特調整額 少数株主利益	4 借入手数料					282					
特別利益 1 投資有価証券売却益 2 持分変動益 37 413 330 417 3 貸倒引当金戻入益 4 業務提携解消に伴う 精算額 5 その他 515 0.7 25 735 0.7 152 2,156 1.2 時別損失 1 固定資産売却損 2 21 2 減損損失 3 投資有価証券評価損 4 リース解約損失 5 業務提携解消に伴う 負担金 6 事務所移転費用 7 その他 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 及び事業税 法人税、管調整額 少数株主利益 97 0.1 183 0.2 279 0.2	5 その他		52	1,461	1.9	33	2,351	2.3	55	2,962	1.7
1 投資有価証券売却益     37     265     1,512       2 持分変動益     413     330     417       3 貸倒引当金戻入益     4     11     74       4 業務提携解消に伴う 精質額     515     0.7     25     735     0.7     152     2,156     1.2       特別損失     1 固定資産売却損     2     21     33     195     1,087       2 減損損失     135     771     1,087     24       5 業務提携解消に伴う 負担金     3     20     200     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       6 事務所移転費用     20     200     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       被金等調整前中間(当期)純利益(法人稅、住民稅及び事業稅 法人稅、住民稅及び事業稅 法人稅等調整額     823     15,128     18.9     80     20,464     20.3     3,118     32,592     18.7       少数株主利益     97     0.1     183     0.2     279     0.2	経常利益			36,364	45.4		47,707	47.5		79,867	46.0
2 持分変動益     413     330     417       3 貸倒引当金戻入益     4     11     74       4 業務提携解消に伴う 精算額     5 その他     515     0.7     25     735     0.7     152     2,156     1.2       特別損失     1 固定資産売却損     2 21     33     195     195       3 投資有価証券評価損     771     1,087     24       4 リース解約損失     23     24     597       6 事務所移転費用     20     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       機会等調整前中間(当期)純利益法人稅、住民稅及び事業稅法人稅、住民稅及び事業稅法人稅等調整額     15,952     20,545     20,545     35,710     35,710     35,710     46.0       少数株主利益     97     0.1     183     0.2     279     0.2	特別利益										
3 貸倒引当金戻入益     4     64     11     74       4 業務提携解消に伴う 精算額     515     0.7     25     735     0.7     152     2,156     1.2       特別損失     1 固定資産売却損     2     21     33     195     195       3 投資有価証券評価損     771     1,087     24     597     597       4 リース解約損失     23     195     597     597       6 事務所移転費用     20     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       税金等調整前中間(当期)純利益法人税、住民税及び事業税法人税、住民稅及び事業稅法人稅等調整額     823     15,128     18.9     80     20,464     20.3     3,118     32,592     18.7       少数株主利益     97     0.1     183     0.2     279     0.2	1 投資有価証券売却益		37			265			1,512		
4 業務提携解消に伴う 精算額     4     515     0.7     25     735     0.7     152     2,156     1.2       特別損失     1 固定資産売却損     2     21     33     195       3 投資有価証券評価損     771     1,087     24       4 リース解約損失     23     24     597       6 事務所移転費用     20     200     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       7 その他 税金等調整前中間(当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額     36,679     45.8     47,454     47.2     79,963     46.0       少数株主利益     97     0.1     183     0.2     279     0.2	2 持分変動益		413			330			417		
精算額 5 その他			64			11			74		
5 その他 特別損失     2 21 33 2 減損損失     2 21 33 33 4 195 3 投資有価証券評価損 4 リース解約損失 5 業務提携解消に伴う 負担金 6 事務所移転費用     2 20 20 20 20 20 36,679 45.8 36,679 45.8 36,679 36,679 36,679 37 47,454 37 47,454 47.2 20,545 36,679 45.8 20,545 20,545 35,710		4				101					
1 固定資産売却損     2 21       2 減損損失     135       3 投資有価証券評価損     771       4 リース解約損失     23       5 業務提携解消に伴う負担金     3       6 事務所移転費用     20 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2       税金等調整前中間(当期)純利益法人税、住民税及び事業税法人税、住民税及び事業税法人税等調整額少数株主利益     45.8 20,545 20,545 35,710 35,710 35,710 20.3       少数株主利益     823 15,128 18.9 80 20,464 20.3 3,118 32,592 18.7       少数株主利益     97 0.1 183 0.2 279 0.2				515	0.7	25	735	0.7	152	2,156	1.2
2 減損損失     135       3 投資有価証券評価損     771       4 リース解約損失     24       5 業務提携解消に伴う負担金     597       6 事務所移転費用     20 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2	特別損失			i.			l.				
3 投資有価証券評価損 4 リース解約損失 5 業務提携解消に伴う 負担金 6 事務所移転費用 7 その他 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 23 3 4 597 1,087 24 597 1.0 121 2,060 1.2 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2 200 0.3 35,710 35,710 35,710 35,710 200 0.2 200 0.1 200	1 固定資産売却損	2	21						33		
4 リース解約損失     3       5 業務提携解消に伴う 負担金     3       6 事務所移転費用     20     200     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       7 その他 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益     36,679     45.8     47,454     47.2     79,963     46.0       20     20,545     20,545     35,710     36,679	2 減損損失		135						195		
5 業務提携解消に伴う 負担金     3       6 事務所移転費用     20 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益     36,679 45.8 47,454 47.2 79,963 46.0 20,545 20,545 35,710 35,710 35,710       少数株主利益     823 15,128 18.9 80 20,464 20.3 3,118 32,592 18.7 97 0.1       少数株主利益	3 投資有価証券評価損					771			1,087		
負担金     5       6 事務所移転費用     20     200     0.3     21     987     1.0     121     2,060     1.2       税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額     36,679     45.8     47,454     47.2     79,963     46.0       水分等調整額     15,952     20,545     35,710     36,00     36,			23						24		
6 事務所移転費用     20 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益     36,679 45.8 20,545 20,545 97 0.1 183 0.2 279 0.2		3							597		
7 その他 税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額     20 200 0.3 21 987 1.0 121 2,060 1.2 47,454 47.2 79,963 46.0 20,545 20,545 35,710 35,710 35,710 35,710 97 0.1 183 0.2 279 0.2						195					
税金等調整前中間 (当期)純利益 法人税、住民税 及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益			20	200	0.3	21	987	1.0	121	2,060	1.2
15,952   20,545   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   35,710   36,710				36,679	45.8		47,454	47.2		79,963	1
及び事業税     13,932     20,343     33,710       法人税等調整額     823     15,128     18.9     80     20,464     20.3     3,118     32,592     18.7       少数株主利益     97     0.1     183     0.2     279     0.2	法人税、住民税		15 052	, - 0		20 545			35 710	, , , , ,	
少数株主利益 97 0.1 183 0.2 279 0.2	及び事業税			15 100	40.0			00.0	·	20 500	40 7
			823			80	,		3,118		
丁山(三州) /元代刊画											ł
	丁间( 3別) 紀刊교			∠1,453	∠0.8		20,000	20.7		47,090	21.1

## 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連約 (自 平成17 至 平成17	吉会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	前連結会 (自 平成17 至 平成18	会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			1,773		1,773
資本剰余金増加高					
増資による新株の発行		111	111	340	340
資本剰余金 中間期末(期末)残高			1,884		2,113
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			83,461		83,461
利益剰余金増加高					
中間(当期)純利益		21,453	21,453	47,090	47,090
利益剰余金減少高					
配当金		3,654		3,654	
役員賞与		160	3,814	160	3,814
利益剰余金 中間期末(期末)残高		4	101,100		126,737

## 【中間連結株主資本等変動計算書】

## 当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,032	2,113	126,737	28	135,856	
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行	67	67			134	
剰余金の配当(注)			4,715		4,715	
役員賞与(注)			167		167	
連結子会社の減少に伴う増加高			72		72	
中間純利益			26,806		26,806	
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	67	67	21,996		22,130	
平成18年9月30日残高(百万円)	7,100	2,181	148,734	28	157,987	

	į	評価・換算差額等			少数株主	
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	新株予約権	対例を対象を	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	6,597	1	6,598		1,367	143,822
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						134
剰余金の配当(注)						4,715
役員賞与(注)						167
連結子会社の減少に伴う増加高						72
中間純利益						26,806
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	3,301	1	3,302	4	35	3,263
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	3,301	1	3,302	4	35	18,867
平成18年9月30日残高(百万円)	3,295		3,295	4	1,402	162,689

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前	中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・
		/占	平成17年4月1日		フロー計算書 (自 平成17年4月1日
		(自至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日   至 平成18年9月30日)	
区分	注記番号		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 税金等調整前中間(当期)純利益			36,679	47,454	79,963
2 減価償却費			2,980	3,828	6,922
3 減損損失			135		195
4 連結調整勘定償却			382		1,039
5 のれん償却額				705	
6 貸倒引当金の増加額			187	577	411
7 ポイント引当金の増加額			457	199	859
8 役員賞与引当金の増加額				83	
9 退職給付引当金の増加(減少)額			0		27
10 固定資産除却損			85	67	211
11 固定資産売却損			21		33
12 事務所移転費用				132	
13 投資有価証券評価損				771	1,087
14 投資有価証券売却損益			37	251	1,512
15 業務提携解消に伴う負担金					597
16 業務提携解消に伴う精算額				101	
17 為替差損益			0		0
18 持分法による投資損益			1,320	1,777	2,689
19 持分変動損益			413	323	370
20 受取利息及び受取配当金			365	196	653
21 支払利息			3	190	5
22 たな卸資産の減少額			48	50	36
23 売上債権の増加額			1,303	1,830	6,353
24 仕入債務の増加(減少)額			82	103	1,386
25 その他営業債権の増加額			1,056	2,855	2,549
26 その他営業債務の増加額			2,939	1,417	5,305
27 未払消費税等の増加(減少)額			533	265	390
28 役員賞与の支払額			160	167	160
29 その他営業活動による			144	j 541	413
キャッシュ・フロー					413
小計			41,145	50,619	89,094
30 業務提携解消に伴う負担金の支払額					597
31 業務提携解消に伴う精算の入金額				101	
32 法人税等の支払額			16,259	22,923	28,892
営業活動によるキャッシュ・フロー			24,886	27,796	59,604

	1	1	τ	
		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の   要約連結キャッシュ・   フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出		3,456	4,745	7,228
2 無形固定資産の取得による支出		1,543	2,700	4,084
3 無形固定資産の売却による収入			29	
4 投資有価証券の取得による支出		13,574	145,800	15,209
5 投資有価証券の売却による収入		37	408	1,962
6 出資金の増加による支出		84	210	230
7 出資の減少による収入		300	1,006	300
8 連結の範囲の変更を伴う		376	15	2 002
子会社株式の取得による支出		3/0	15	3,983
9 連結の範囲の変更を伴う			80	
子会社株式の売却による収入			00	
10 子会社株式の追加取得による支出			755	
11 貸付金の回収による収入		57	2,311	2,263
12 差入保証金他投資その他の資産の		633	384	1,065
増加による支出 13 差入保証金他投資その他の資産の				
13 差入保証金他投資その他の資産の   減少による収入		12	611	51
14 利息及び配当金の受取額		315	172	557
15 その他投資活動による		313	172	557
キャッシュ・フロー		3	5	866
投資活動によるキャッシュ・フロー		18,949	149,997	27,532
財務活動によるキャッシュ・フロー		10,949	140,001	21,002
1 短期借入れによる収入		340	30	460
2 短期借入金の返済による支出		400	42	602
3 長期借入れによる収入		400	80,070	002
4 長期借入金の返済による支出			47	
5 新株式の発行による収入		223	128	666
6 少数株主からの払込による収入		100	15	100
7 配当金の支払額		3,654	4,715	3,654
8 利息の支払額		3	27	5
9 その他財務活動による				
キャッシュ・フロー		3	285	6
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,390	75,125	3,028
現金及び現金同等物に係る換算差額		0		0
現金及び現金同等物の増加(減少)額		2,546	47,074	29,043
現金及び現金同等物の期首残高		68,992	98,035	68,992
連結除外に伴う現金及び現金同等物の			163	
減少額			100	
現金及び現金同等物の		71,539	50,797	98,035
中間期末(期末)残高				
I .	1	1	I	i

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関す	連結子会社の数 20社	連結子会社の数 16社	連結子会社の数 22社
る事項	主な連結子会社は以下	主な連結子会社は以下	主な連結子会社は以下
	のとおりであります。	のとおりであります。	のとおりであります。
	セブンアンドワイ(株)	ワイズ・スポーツ(株)	ワイズ・スポーツ(株)
	ワイズ・スポーツ(株)	ワイズ・エージェンシー(株)	ワイズ・エージェンシー(株)
	ワイズ・エージェンシー(株)	(株)ネットラスト	(株)ネットラスト
	(株)ネットラスト	ワイズ・インシュアランス(株)	ユニセプト(株)
	ユニセプト(株)	(株)インディバル	(株)ブライダルネット
	(株)ブライダルネット	(株)ネットジーン	ワイズ・インシュアランス(株)
	ワイズ・インシュアランス(株)	ファーストサーバ(株)	(株)インディバル
	(株)バックス	(株)アルプス社	(株)ネットジーン
	(株)インディバル	トライクル(株)	ファーストサーバ(株)
	(株)ネットジーン	(株)インフォプラント	㈱アルプス社
	(株)サーフモンキー・アジア	(株)ニューズウォッチ	トライクル(株)
	ファーストサーバ(株)	他 5 社	㈱インフォプラント
	(株)アルプス社	なお、当中間連結会計期間	㈱ニューズウォッチ
	(株)キュリオシティ	における連結範囲の異動は	他9社
	トライクル(株)	増加2社、減少8社であ	なお、当連結会計年度にお
	他 5 社	り、主な内容は以下のとお	ける連結範囲の異動は増加
	上記のうちトライクル(株)に	りであります。	5 社、減少 2 社であり、主
	ついては新規設立により、	設立による増加	な内容は以下のとおりであ
	当中間連結会計期間に連結	1 社	ります。
	子会社となりました。	株式取得による増加	設立による増加
		1社	トライクル(株)他1社
		株式の売却による減少	株式取得による増加
		(株)ブライダルネット	(株)インフォプラント、(株)
		他2社	ニューズウォッチ他1社
		なお、㈱ブライダルネ	株式の一部売却による減少
		ットについては、株式	セブンアンドワイ(株)
		売却日までの損益を連	親会社であるセブンアンド
		結しております。	ワイ㈱の連結除外による減     小
		重要性の観点からの連結	少 イーエスブックス・リサ
		除外による減少	イーエスフックス・リリ   一チ㈱
		5社 	│   一ァ(杯) │   なお、セブンアンドワイ
		│ │ 非連結子会社は6社であ	はの、ピノファフトワイ     (株)およびイーエスブック
		小ほね」云れはりれての	ス・リサーチ(株)について
		つより。いりれら小焼候   であり、合計の総資産、	は、平成17年12月31日ま
		│ 売上高、中間純損益およ	での損益計算書を連結し
		び利益剰余金等の中間連	ております。
		結財務諸表に及ぼす影響	
		は軽微であります。	
		(会計方針の変更)	
		当中間連結会計期間より	
		「有限責任事業組合及び合	
		同会社に対する出資者の会	
		計処理に関する実務上の取	
		扱い」(企業会計基準委員	
		会 平成18年9月8日 実	
		務対応報告第21号)を適用	
		しております。	
	1	1	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		これにより、上記の非連結 子会社のうち1社について は、当中間連結会計期間よ り子会社としております。	
2 持分法の適用に関する事項	持分法の関連会社を表する。	持分法適用の関連会社数 17社 関連会社の名称 (株)たびゲーター (株)インテージ・ インタラクティブ (株)オールアバウト 夢の街創造委員会株) (株)クレオ JWord(株) バリューコマース(株) (株)ファッションウォーカー TVバンク(株) セブンアンドワイ(株)	持 開 開 開 の の の の の の の の の の の の の

	並中間連結合計期間	火中間海社会計期間	並連供会計任度
#= C	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の中間	連結子会社のうち、㈱ア	連結子会社のうち、㈱ア	連結子会社のうち、㈱ア
決算(決算)日等に	ルプス社の中間決算日は	ルプス社および(株)インフ	ルプス社、㈱インフォプ
関する事項	6月30日であります。	ォプラントの中間決算日	ラントおよびその子会社
	中間連結財務諸表の作成	は6月30日であります。	の決算日は12月31日であ
	に当たっては中間連結決	中間連結財務諸表の作成	ります。
	算日現在で実施した仮決	に当たっては中間連結決	連結財務諸表の作成に当
	算に基づく財務諸表を使	算日現在で実施した仮決	たっては連結決算日現在
	用しております。	算に基づく財務諸表を使	で実施した仮決算に基づ
	なお、その他の連結子会社	用しております。	く財務諸表を使用してお
	の決算日は、中間連結決算	なお、その他の連結子会社	ります。
	日と一致しております。	の決算日は、中間連結決算	なお、その他の連結子会社
		日と一致しております。	の決算日は、連結決算日と
			一致しております。
 4 会計処理基準に			200000000000000000000000000000000000000
関する事項			
(1) 重要な資産の評価	   有価証券	   有価証券	有価証券
基準および評価方	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券
基準のよび計画力   法		一個期保行日的の順分   同左	同左
<i>1</i> Δ	償却原価法   その他有価証券		* *
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	その他有価証券	その他有価証券
	時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの
	中間連結決算日の市	中間連結決算日の市	連結決算日の市場価
	場価格等に基づく時	場価格等に基づく時	格等に基づく時価法
	価法(評価差額は全	価法(評価差額は全	(評価差額は全部資
	部資本直入法により	部純資産直入法によ	本直入法により処理
	処理し、売却原価は	り処理し、売却原価	し、売却原価は移動
	移動平均法により算	は移動平均法により	平均法により算定)
	定)	算定 )	
	時価のないもの	時価のないもの	時価のないもの
	移動平均法による原	同左	同左
	価法		
	なお、投資事業有限		
	責任組合およびそれ		
	に類する組合への出		
	資(証券取引法第2		
	条第2項により有価		
	証券とみなされるも		
	の)については、組		
	合契約に規定される		
	決算報告日に応じて		
	入手可能な最近の決		
	算書を基礎とし、持		
	分相当額を純額で取		
	り込む方法によって		
	おります。		
	のりみり。		

	T	T =====	1 10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	デリバティブ	デリバティブ	デリバティブ
	時価法(振当処理をした	同左	同左
	為替予約を除く)		
	たな卸資産	たな卸資産	たな卸資産
	イ.商品・原材料・	同左	同左
	仕掛品・貯蔵品		
	主に個別法による原		
	価法		
	口.製品		
	主に先入先出法による原価法		
(2) 重要な減価償却資	有形固定資産	有形固定資産	有形固定資産
産の減価償却の	定率法	定率法	定率法
方法	(追加情報)		(追加情報)
	当社はサーバーおよびネ		当社はサーバーおよびネ
	ットワーク関連機器につ		ットワーク関連機器につ
	いて、当中間連結会計期		いて、当連結会計年度よ
	間より耐用年数を4年に		り耐用年数を4年に短縮
	短縮しております。		しております。
	この変更は実際の経済的		この変更は実際の経済的
	使用可能期間を考慮し、		使用可能期間を考慮し、
	より正確な期間損益を反		より正確な期間損益を反
	映させるために実施した		映させるために実施した
	ものであります。		ものであります。
	この変更により、従来の		この変更により、従来の
	方法に比べて減価償却費		方法に比べて減価償却費
	は347百万円増加してお		は795百万円増加してお
	り、営業利益、経常利益		り、営業利益、経常利益
	および税金等調整前中間		および税金等調整前当期
	純利益が347百万円減少		純利益が795百万円減少
	しております。		しております。
	なお、セグメント情報に		なお、セグメント情報に
	与える影響については、		与える影響については、
	当該箇所に記載しており		当該箇所に記載しており
	ます。		ます。
	無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産
	定額法	同左	同左
	なお、市場販売目的ソフ		
	トウェアについては、見		
	込有効期間(3年以内)		
	における販売数量に基づ		
	く方法、また、自社利用		
	のソフトウェアについて		
	は、社内における利用可		
	能期間(5年)に基づく定		
	額法によっております。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成17年4月1日		(自 平成17年4月1日
**************************************	- (日 - 〒70.17年 - 70 - 1日 - 至 平成17年 9 月30日)	至 平成18年9月30日)	(日
(3) 重要な引当金の計	<u> </u>	貸倒引当金	貸倒引当金
上基準	質問が当並   債権の貸倒れによる損失	東岡カヨ亜   同左	同左
工坐十	に備えるため、一般債権	问在	同在
	については貸倒実績率に		
	より、貸倒懸念債権等特		
	定の債権については個別		
	に回収可能性を検討し、		
	回収不能見込額を計上し		
	ております。		
	とのりより。   役員賞与引当金	 	役員賞与引当金
	仅只負力分司立	役員賞与引当金	仅貝貝刁汀日本
		役員賞与の支出に備える	
		ため、当連結会計年度に	
		おける支給見込額の当中	
		間連結会計期間負担額を	
		計上しております。	
		(会計方針の変更)	
		当中間連結会計期間より	
		「役員賞与に関する会計基準の人の業人制基準等人の	
		準」(企業会計基準第4号	
		平成17年11月29日)を適用	
		しております。	
		│ これにより営業利益、経常 │ 利益および税金等調整前中	
		□ 利益のよび税金寺調整削中 □ 間純利益は83百万円減少し	
		同純利益はの日月日減少し   ております。	
		Cのりより。   なお、セグメント情報に与	
		える影響は当該箇所に記載	
		しております。	
	ポイント引当金	してのりより。   ポイント引当金	ポイント引当金
		同左	販売促進を目的とするポー
	イント制度に基づき、顧	间在	イント制度に基づき、顧
	客へ付与したポイントの		客へ付与したポイントの
	利用に備えるため、当中		利用に備えるため、当連
	間連結会計期間末におい		結会計年度末において将
	て将来利用されると見込		来利用されると見込まれ
	まれる額を計上しており		る額を計上しておりま
	ます。		す。
	より。   退職給付引当金	   退職給付引当金	」 退職給付引当金
	一部の連結子会社につ	~=14WMH1771—17T	
	いては、従業員の退職		
	給付に備えるため、当		
	中間連結会計期間末に		
	おいて従業員が自己都		
	合により退職した場合		
	の要支給額(ただし、		
	中小企業退職金共済制		
	度による積立部分を除		
	く)を計上しておりま		
	<b>ं</b>		
	<u> </u>	I.	

	r		
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年 9 月30日)	至 平成18年3月31日)
(4) 重要なリース取引	リース物件の所有権が借主	同左	同左
の処理方法	に移転すると認められるも		
	の以外のファイナンス・リ		
	ース取引については、通常		
	の賃貸借取引に係る方法に		
	準じた会計処理によってお		
	ります。		
(5) 重要なヘッジ会計	ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法
の方法	原則として繰延ヘッジ処	同左	同左
	理によっております。		
	なお、振当処理の要件を		
	満たしている為替予約に		
	ついては振当処理によっ		
	ております。		
	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象
	当中間連結会計期間にへ	当中間連結会計期間にへ	当連結会計年度にヘッジ
	ッジ会計を適用したヘッ	ッジ会計を適用したヘッ	会計を適用したヘッジ手
	ジ手段とヘッジ対象は以	ジ手段とヘッジ対象は以	段とヘッジ対象は以下の
	下のとおりであります。	下のとおりであります。	とおりであります。
	ヘッジ手段	ヘッジ手段	ヘッジ手段
	為替予約取引	為替予約取引	為替予約取引
	ヘッジ対象	ヘッジ対象	ヘッジ対象
	外貨建債権・債務	外貨建債権・債務およ	外貨建債権・債務およ
	,	び外貨建予定取引	び外貨建予定取引
	A wesi+		
	ヘッジ方針   デリバティブ取引に関す	ヘッジ方針	ヘッジ方針
		同左	同左
	る権限規程および取引限		
	度額等を定めた内部規程		
	に基づき、ヘッジ対象に		
	係る為替相場リスクを一		
	定の範囲内でヘッジして		
	おります。	~ ~ <u> </u>	~ % <del>- </del> - 1 1 1 1 - 2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3
	ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ有効性評価の方法
	ヘッジ対象およびヘッジ	同左	同左
	手段に応じて、比率分析		
	等により、ヘッジ取引の		
	事前、事後に有効性の評		
	価を行っております。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	<b>並連续会計生度</b>
-=-			前連結会計年度
項目	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(6) その他中間連結財	繰延資産の処理方法	繰延資産の処理方法	繰延資産の処理方法
務諸表(連結財務		イ.株式交付費	イ.新株発行費
諸表)作成のため	支払時に全額費用と	支出時に全額費用と	支払時に全額費用と
の基本となる重要	して処理しておりま	して処理しておりま	して処理しておりま
な事項	す。	す。	す。
	口.創立費	口.創立費	口.創立費
	支払時に全額費用と	支出時に全額費用と	支払時に全額費用と
	して処理しておりま	して処理しておりま	して処理しておりま
	す。	す。	す。
		(会計方針の変更)	
		当中間連結会計期間より	
		「繰延資産の会計処理に関	
		する当面の取扱い」(企業	
		会計基準委員会 平成18年	
		8月11日 実務対応報告第	
		19号)を適用しておりま	
		す。	
		・ 前中間連結会計期間におい	
		て営業外費用の「その他」	
		としていた「新株発行費」	
		は、当中間連結会計期間よ	
		り「株式交付費」として処	
		理する方法に変更しており	
	*** # 13 ***	ます。	\\\ \ph
	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
	税抜方式によっておりま	同左	同左
	す。		
5 中間連結キャッシ	手許現金、要求払預金およ	同左	同左
ュ・フロー計算書	び容易に換金可能であり、		
(連結キャッシ	かつ、価値の変動について		
ュ・フロー計算	僅少なリスクしか負わない		
書)における資金	取得日から3ヶ月以内に償		
の範囲	還期限および満期日の到来		
	する短期的な投資からなっ		
	ております。		

# <u>前へ</u> <u>次へ</u>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準」 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)を当中間連結会計期	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準」 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)を当連結会計年度か
間から適用しております。 これにより営業利益および経常利益 は11百万円増加し、税金等調整前中 間純利益は123百万円減少しており ます。		ら適用しております。 これにより営業利益および経常利益 は39百万円増加し、税金等調整前当 期純利益は195百万円減少しており ます。
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間連結会部の表示に関する会計基準」「貸借対照表の純資産の部の表示に関する。平均では、17年12月9日企業会計画を表別では、17年12月9日企業会計画を表別では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12月9日では、17年12日	
	(自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間連結会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針第2号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年 9 月30日)	至 平成18年 3 月31日)
	(企業結合に係る会計基準等)	
	当中間連結会計期間より「企業結合	
	に係る会計基準」(企業会計審議会	
	平成15年10月31日)および「事業分	
	離等に関する会計基準」(企業会計	
	基準委員会 平成17年12月27日 企	
	業会計基準第7号)ならびに「企業	
	   結合会計基準及び事業分離等会計基	
	準に関する適用指針」(企業会計基	
	準委員会 平成17年12月27日 企業	
	会計基準適用指針第10号)を適用し	
	ております。	
	中間連結財務諸表規則の改正による	
	中間連結財務諸表の表示に関する変	
	更は以下のとおりであります。	
	(中間連結貸借対照表)	
	「連結調整勘定」は、当中間連結会	
	計期間から「のれん」として表示し	
	ております。	
	( 中間連結損益計算書および中間連	
	(中間建筑現画が昇音のよび中間建    結キャッシュ・フロー計算書)	
	ねてマックュ・プロー 司昇音 /   「連結調整勘定償却」は、当中間連	
	建筑調整部た資却」は、ヨ中間度   結会計期間から「のれん償却額」と	
	紀云前朔间から、のれん慎却領」と   して表示しております。	
	(ストック・オプション等に関する	
	一会計基準等)	
	当中間連結会計期間より「ストッ	
	ク・オプション等に関する会計基	
	準」(企業会計基準委員会 平成17	
	年12月27日 企業会計基準第8号)	
	および「ストック・オプション等に	
	関する会計基準の適用指針」(企業	
	会計基準委員会 最終改正平成18年	
	5月31日 企業会計基準適用指針第	
	11号)を適用しております。	
	これにより、営業利益、経常利益お	
	よび税金等調整前中間純利益は4百	
	万円減少しております。	
	なお、セグメント情報に与える影響	
	は当該箇所に記載しております。	

#### 前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

#### (中間連結貸借対照表)

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となることおよび「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)を投資有価証券として表示する方法に変更いたしました。

なお、当中間連結会計期間の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は937百万円であり、前中間連結会計期間における投資その他の資産「その他」に含まれている当該出資の額は778百万円であります。

#### (中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入益」は、特別利益の合計額の百分の十を超えることになったため当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。

なお、前中間連結会計期間における「貸倒引当金戻入益」の金額は0百万円であります。

#### 当中間連結会計期間

(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

#### (中間連結貸借対照表)

前中間連結会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、 重要性が増加したため当中間連結会計期間より区分掲記 いたしました。

なお、前中間連結会計期間における「繰延税金資産」の 金額は27百万円であります。

前中間連結会計期間において固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期借入金」は、負債純資産の合計額の百分の一を超えることになったため当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。

なお、前中間連結会計期間における「長期借入金」の金額は43百万円であります。

#### (中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に 含めて表示しておりました「出資金分配益」は、営業外 収益の合計額の百分の十を超えることになったため当中 間連結会計期間より区分掲記いたしました。

なお、前中間連結会計期間における「出資金分配益」の 金額は23百万円であります。

## 注記事項

## (中間連結貸借対照表関係)

項目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
1 有形固定資 産の減価償 却累計額	11,132百万円	16,821百万円	14,090百万円
2 貸出コミッ トメント	当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。貸出コミットメントの総額 537百万円メントの総額 69百万円 468百万円	貸出実行残高 241百万円	貸出実行残高 135百万円

## (中間連結損益計算書関係)

	項目	前中間連結会計 (自 平成17年4) 至 平成17年9)	月1日	当中間連結会計 (自 平成18年4) 至 平成18年9)	月1日	前連結会計年 (自 平成17年 4 년 至 平成18年 3 년	月1日	
1	主な販売費	(単位	: 百万円)	(単位	: 百万円)	(単位:百万円)		
	及び一般管	区分	金額	区分	金額	区分	金額	
	理費	業務委託費	4,932	業務委託費	6,841	業務委託費	10,904	
		給与手当	4,316	給与手当	5,919	給与手当	9,419	
		販売手数料	3,684	販売手数料	4,923	販売手数料	8,377	
		販売促進費	2,915	通信費	3,916	販売促進費	6,721	
		減価償却費	2,896	減価償却費	3,612	減価償却費	6,662	
		通信費	2,709	販売促進費	3,445	通信費	5,674	
		ロイヤルティ	2,131	ロイヤルティ	2,842	ロイヤルティ	4,708	
		貸倒引当金繰入額	664	貸倒引当金繰入額	1,075	貸倒引当金繰入額	1,393	
		退職給付費用	208	のれん償却額	705	退職給付費用	445	
				退職給付費用	269			
2	固定資産売							
	却損	建物付属設備	百万円			建物付属設備	4百万円	
		工具器具備品	21百万円			工具器具備品	28百万円	
		土地	百万円			土地	0百万円	
		その他	百万円			その他	0百万円	
		計	21百万円			***	33百万円	
3	業務提携解					当社と株式会社あ		
	消に伴う負					行との業務提携解	消に伴う	
	担金					費用の負担金であり	)ます。	
4	業務提携解			当社と株式会社あ	おぞら銀			
	消に伴う精			行との業務提携解	消時には			
	算額			未確定となってい				
				精算が確定したこ	とによる			
				ものであります。				

### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	30,226,068.56	30,237,101.56		60,463,170.12

#### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 30,226,068.56株 新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使による増加 11,033株

#### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	962.92	962.92		1,925.84

### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加

962.92株

#### 3 新株予約権等に関する事項

	фŧП	目的となる	F	目的となる株	式の数(株)		当中間連結 会計期間
提出会社	内訳	株式の種類	前連結 会計年度末	増加	減少	当中間連結 会計期間末	末残高 (百万円)
<b>挺山云</b> 社	平成17年第4回 新株予約権	普通株式		112	7	105	0
	平成18年第1回 新株予約権	普通株式		8,569		8,569	3
	合計			8,681	7	8,674	4

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能株式数を記載しております。
  - 2 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成17年第4回新株予約権の増加は、平成18年5月2日付発行によるものであります。

平成18年第1回新株予約権の増加は、平成18年9月6日付割当によるものであります。

平成17年第4回新株予約権の減少は、消却によるものであります。

3 各新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

### 4 配当に関する事項

#### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,715	156	平成18年3月31日	平成18年6月22日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会 (自 平成17年 4 至 平成17年 9	4月1日	当中間連結会 (自 平成18年 至 平成18年	4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		
現金及び現金同等		現金及び現金同		現金及び現金同等		
会計期間末残高と対照表に掲記され		会計期間末残高の 対照表に掲記され		年度末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との		
金額との関係		金額との関係		関係		
(平成	17年 9 月30日)	(平成	18年9月30日)	平成	(18年3月31日)	
現金及び預金勘定	71,542百万円	現金及び預金勘定	50,801百万円	現金及び預金勘定	98,038百万円	
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	3百万円	│ 預入期間が3ヶ月を │ 超える定期預金	4百万円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	3百万円	
現金及び   現金同等物計 	71,539百万円	現金及び 現金同等物計	50,797百万円	現金及び   現金同等物計 	98,035百万円	

## <u>前へ</u> <u>次へ</u>

	( !	ノース取	引関係)										
	前 <sup>(</sup> (自 至	中間連結: 平成17年 平成17年	4月1日		当 <sup>(</sup> (自 至	中間連結? 平成18年 平成18年	4月1日			(自	前連結会語 平成17年 平成18年	4月1日	
	リース物件	の所有権	が借主に	移転す	リース物件	-の所有権	が借主に	移転す	IJ	ース物件	の所有権	が借主に	こ移転す
	ると認めら	れるもの	以外のこ	ファイナ	ると認めら	れるもの	以外のこ	ファイナ	Z	と認めら	れるもの	以外のこ	ファイナ
	ンス・リー	・ス取引			ンス・リー	・ス取引			ン	/ス・リー	ス取引		
	1 リース	物件の取	得価額机	]当額、	1 リース	物件の取	得価額相	当額、	1	リース物	物件の取	得価額机	目当額、
	減価償	却累計額	相当額ま	うよび中	減価償	却累計額	相当額は	うよび中		減価償	却累計額	相当額ま	うよび期
	間期末	残高相当	額		間期末	残高相当	額			末残高	相当額		
			(単位:	百万円)			(単位:	百万円)				(単位:	百万円)
		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間期末 残高 相当額		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間期末 残高 相当額			取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
(	有形固定資産 工具器具備品)	76	38	38	有形固定資産 (建物附属設備)	13	1	11		有形固定資産 □具器具備品)	114	57	57
(	無形固定資産 ソフトウェア)	47	25	21	有形固定資産 (工具器具備品)	134	64	70		無形固定資産 ノフトウェア)	50	31	18
	合 計	123	64	59	無形固定資産 (ソフトウェア)	50	37	13		合 計	164	89	75
					合 計	198	103	95					
	2 未経過「 相当額	ノース料「	中間期末	残高	2 未経過リース料中間期末残高 相当額			2 未経過リース料期末残高相当額			相当額		
	一年以	内	2	6百万円	一年以	内	3	3百万円		一年以	内	3	1百万円
	一年超			4百万円	一年超			4百万円		一年超			6百万円
	合計			1百万円	合計			7百万円		合計			7百万円
	3 支払リー および3 支払リー	支払利息相	当額	当額 1百万円	3 支払リー および3 支払リ-	支払利息相	当額	当額 9百万円	3	支払リー: および3 支払リ・	5払利息相	当額	当額8百万円
		印費相当客 思相当額		0百万円 0百万円	減価償却 支払利息	印費相当客 息相当額		8百万円 1百万円			切費相当 息相当額		6百万円 1百万円
	支払利息相当額 0百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。				4 減価償却費相当額の算定方法 同左			4 減価償却費相当額の算定方法 同左					
	得価額額とし、	当額の算別 料総額と 相当額の記 、各期への 、利息法	リース物 差額を利 の配分方	息相当法につ	5 利息相:	当額の算況 同左			5	利息相当	当額の算況 同左		
					オペレーテ		リース耳	叼引	オ	ペレーテ	ィング・	リース耳	X31
1					# N		00	о <del>т</del> тп		# N.I	_	00	·**

一年以内

合計

一年超

993百万円

3,449百万円

4,443百万円

一年以内

合計

一年超

993百万円

3,946百万円

4,940百万円

### 1 時価のある有価証券

(単位:百万円)

区分		引連結会計算 187年9月3		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日)		
その他有価証券	取得原価	中間連結		貸借対照 差額 取得原価 貸借対照 差額		差額	取得原価	連結貸借 対照表 計上額	差額
株式	525	8,276	7,751	683	6,179	5,495	673	10,371	9,697
その他	10	10	0						
計	535	8,286	7,751	683	6,179	5,495	673	10,371	9,697

### 2 時価評価されていない主な有価証券(時価のある有価証券のうち満期保有目的の債券を除く)

(単位:百万円)

			(+12.17)
区分	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
その他有価証券	中間連結貸借対照表計上額	中間連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
優先株式		120,000	
非上場株式	1,402	26,137	467
投資事業有限責任組合 およびそれに類する組 合への出資	937	373	1,859
その他		329	329
計	2,339	146,839	2,655

(注) その他有価証券のうち時価評価されていない株式については、前連結会計年度において11百万円の減損処理を行っております。前中間連結会計期間および当中間連結会計期間においては該当事項はありません。

なお、当該株式の減損にあたっては、当社株式取得日より1年経過しているものを対象とし、1株当たり純資産額が取得原価に対して50%以上下落した水準を基準として、将来の回復可能性も勘案して判断しております。

### (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

### (ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 4百万円

### 2 . ストックオプションの内容及び規模

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年4月26日	平成18年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 47	当社取締役 5
## - + ** の 4手 * 5 TL 7 * / + ト * * * / + # . \	<b>並</b> ` <b>圣性</b> → 405	当社従業員 157
株式の種類及び付与数(株)	<u> </u>	普通株式 8,569
付与日	平成18年5月2日	平成18年9月6日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社ならび に当社子会社の取締役および従業員 その他これに準ずる地位にあること を要するものとする。ただし、新株 予約権の割当てを受けた者が任期満 了により退任した場合、または取締 役会が正当な理由があると認めた場 合は、この限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社または 当社子会社の取締役または従業員そ の他これに準ずる地位にあることを 要するものとする。ただし、新株予 約権の割当てを受けた者が任期満了 により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由 があると認めた場合は、この限りで はない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成19年6月18日~平成27年6月17日	平成20年8月24日~平成28年8月23日
権利行使価格 (円)	67,940	47,198
付与日における公正な評価単価(円)	34,224	26,022

<sup>(</sup>注) 1 株式数に換算して記載しております。

## 前へ

<sup>2</sup> 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、平成18年9月30日現在の人数、株式数を記載しております。

### (セグメント情報)

### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(単位:百万円)

							(+12:1	7/3/3/		
	リスティ ング事業	オークシ ョン事業	Yahoo! BB事業	ショッピ ング事業	メディ ア事業	ビジネスソ リューショ ン(BS)事業	全社共 通事業	計	消去また は全社	連結
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	22,006	16,521	9,429	8,586	8,059	1,713	13,699	80,016		80,016
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高		28		20	1	8	32	90	(90)	
計	22,006	16,549	9,429	8,606	8,060	1,721	13,732	80,107	(90)	80,016
営業費用	5,395	6,669	5,694	7,744	4,694	1,994	4,964	37,158	5,436	42,595
営業利益(または営業損失)	16,610	9,879	3,735	862	3,365	(272)	8,767	42,948	(5,526)	37,421

### (注) (1) 事業区分の方法

事業は、サービスの内容および特性を考慮して区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
リスティング事業	「キーワード検索」「カテゴリ検索」等の検索サービス、 「Yahoo! リクナビ」「Yahoo! 自動車」等の情報掲載サービス、 「Yahoo!地図情報」「Yahoo!電話帳」等の地域情報サービス
オークション事業	オークションサイトの運営
Yahoo! BB事業	ブロードバンド関連総合サービス
ショッピング事業	オンラインショッピングサイトの運営
メディア事業	「Yahoo!ニュース」「Yahoo!ファイナンス」等の情報提供サービス、「Yahoo!ムービー」等のエンターテインメントサービス、「Yahoo!掲示板」等のコミュニティーサービス
ビジネスソリューション	ドメイン・ホスティングサービス、インターネットを利用した調
(BS)事業	査「Yahoo!リサーチ」等
全社共通事業	「Yahoo! JAPAN」トップページ等への広告掲載売上、「Yahoo!プレミアム」の売上等

- (3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、5,436百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
- (4) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当中間連結会計期間よりサーバーおよびネットワーク関連機器について耐用年数の変更を行っております。この変更により、当中間連結会計期間の営業費用は前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、リスティング事業が18百万円、オークション事業が59百万円、Yahoo! BB事業が71百万円、ショッピング事業が8百万円、メディア事業が23百万円、ビジネスソリューション(BS)事業が4百万円、全社共通事業が26百万円、消去または全社が132百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

(単位:百万円)

						( <del>+</del>     -
	広告事業	ビジネスサービス 事業	パーソナルサービ ス事業	計	消去また は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	42,534	22,133	35,801	100,469		100,469
<ul><li>(2) セグメント間の内部 売上高または振替高</li></ul>	3	60	11	75	(75)	
計	42,537	22,193	35,813	100,544	(75)	100,469
営業費用	19,085	13,642	13,425	46,152	5,316	51,469
営業利益	23,452	8,551	22,388	54,392	(5,392)	49,000

### (注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	セールスシートに記載しているバナー広告、メール広告等による 売上、またはそれに付随する売上。 ・ バナー広告、テキスト広告、メール広告、企画広告制作費 ・ 有料リスティング広告(スポンサーサイト)
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ・「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。

- (3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、5,316百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
- (4) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当中間連結会計期間より役員賞与に関する会計基準を適用しております。この変更により、当中間連結会計期間の営業費用は、消去または全社が83百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (5) 会計処理の変更に記載のとおり、当中間連結会計期間よりストック・オプション等に関する会計基準を適用しております。この変更により、当中間連結会計期間の営業費用は、消去または全社が4百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

### (6) 事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメントの区分については、利益管理単位としての事業部を基準として、サービスの内容および特性を考慮した「リスティング事業」、「オークション事業」、「Yahoo! BB事業」、「メディア事業」、「ショッピング事業」、「ビジネスソリューション(BS)事業」及び「全社共通事業」の7区分としていましたが、当連結会計年度より、市場性を考慮した「広告事業」、「ビジネスサービス事業」及び「パーソナルサービス事業」の3区分に変更いたしました。この区分は従来より有価証券報告書の第2「事業の状況」において、項目別売上高として開示区分してきたものであります。

このセグメント区分の変更は、当連結会計年度において、サービスの効率的な提供に重点を置き、より迅速に市場の変化に対応するための組織変更を行ったことに加え、今後も、市場環境の変化に伴い、当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、表示の明瞭性および継続性を保つために、より経営実態やインターネット事業の変化が適切に反映される市場性を考慮した売上集計単位に変更したものです。

なお、一定の前提をおいて算出した、当中間連結会計期間と同じ事業区分によった場合の前中間連結会計期間および前連 結会計年度の事業の種類別セグメント情報は以下のとおりです。

## 前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(単位:百万円)

							<u> </u>
	広告事業	ビジネスサービ ス事業	パーソナルサー ビス事業	その他 (注)2	計	消去また は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	29,752	15,505	29,149	5,609	80,016		80,016
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	0	24	4		28	(28)	
計	29,752	15,530	29,153	5,609	80,045	(28)	80,016
営業費用	13,325	8,410	11,173	5,589	38,499	4,096	42,595
営業利益	16,426	7,120	17,980	19	41,546	(4,124)	37,421

- (注) (1) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、4,096百万円であり、人事・経理等の本社 費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
  - (2) 「その他」は、主にセブンアンドワイ株式会社による物販事業であります。

### 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位:百万円)

						( )	<u> - I파 · II / J l J /</u>
	広告事業	ビジネスサー ビス事業	パーソナルサ ービス事業	その他 (注)2	計	消去また は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	68,362	35,291	61,094	8,946	173,695		173,695
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	1	61	14		77	(77)	
計	68,364	35,353	61,109	8,946	173,773	(77)	173,695
営業費用	31,099	20,360	23,115	8,873	83,447	8,114	91,562
営業利益	37,265	14,993	37,994	73	90,326	(8,192)	82,133

- (注) (1) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、8,114百万円であり、人事・経理等の本社 費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
  - (2) 「その他」は、主にセブンアンドワイ株式会社による物販事業であります。

### 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位:百万円)

	リスティ ング事業	オークシ ョン事業	Yahoo! BB事業	メディ ア事業	ショッピ ング事業	ビジネス ソリュー ション (BS)事業	全社共通事業	計	消去または全社	連結
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高 (2) セグメント間の内部	49,561	35,933	19,484	18,357	15,904	5,092	29,362	173,695	-	173,695
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	-	53	-	9	58	17	162	301	(301)	-
計	49,561	35,986	19,484	18,366	15,962	5,109	29,524	173,997	(301)	173,695
営業費用	12,225	14,518	11,808	10,786	14,217	5,592	11,098	80,246	11,315	91,562
営業利益(または営業損失)	37,336	21,468	7,676	7,580	1,745	(482)	18,426	93,750	(11,617)	82,133

#### (注)(1)事業区分の方法

事業は、サービスの内容および特性を考慮して区分しております。

(2)事業区分の内容

事業区分	主要サービス
リスティング事業	「Yahoo!検索」「Yahoo!カテゴリ」等の検索サービス、 「Yahoo!リクナビ」「Yahoo!自動車」等の情報掲載サービス、 「Yahoo!地図情報」「Yahoo!電話帳」等の地域情報サービス
オークション事業	オークションサイトの運営
Yahoo! BB事業	ブロードバンド関連総合サービス
メディア事業	「Yahoo!ニュース」「Yahoo!ファイナンス」等の情報提供サービス、「Yahoo!ムービー」等のエンターテインメントサービス、「Yahoo!掲示板」等のコミュニティーサービス
ショッピング事業	オンラインショッピングサイトの運営
ビジネスソリューション (BS)事業	インターネットを利用した調査「Yahoo!リサーチ」、ドメイン・ホスティングサービス等
全社共通事業	Yahoo! JAPANトップページ等への広告掲載売上、「Yahoo!プレミアム」の売上等

- (3)営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、11,315百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
- (4)連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当連結会計年度よりサーバーおよびネットワーク関連機器について耐用年数の変更を行っております。この変更により、当連結会計年度の営業費用は前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、リスティング事業が46百万円、オークション事業が130百万円、Yahoo! BB事業が149百万円、ショッピング事業が20百万円、メディア事業が55百万円、ビジネスソリューション(BS)事業が9百万円、全社共通事業が62百万円、消去または全社が320百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「日本」の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

項目	(自 平成17	詰会計期間 7年4月1日 7年9月30日)	(自 平成18	結会計期間 3年4月1日 3年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額		7,590.44円		2,667.54円	4,707.60円
1株当たり中間(当期)純利益		1,390.20円		443.41円	1,536.40円
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益		1,386.52円		442.53円	1,532.38円
		成17年5月20 1株につき2		成18年4月1 1株につき2	当社は、平成17年5月20 日および11月18日付で株
	株の株式分割	割を行ってお	株の株式分割	割を行ってお	式1株につき2株の株式
	ります。		ります。		分割を行っております。
	なお、当該村	朱式分割が前	なお、当該村	朱式分割が前	なお、当該株式分割が前
	期首に行われ	れたと仮定し	期首に行われ	れたと仮定し	期首に行われたと仮定し
		記載の1株		記記載の1株	た場合の前連結会計年度
		報について		報について	における1株当たりの情
	は、それぞれ	1以下のとお	は、それぞれ	れ以下のとお	報については、それぞれ
	りとなります	τ.	りとなります	τ.	以下のとおりとなりま
					す。
	前中間連結	前連結	前中間連結会計期間	前連結	1 株当たり純資産額
	会計期間 1 株当たり	会計年度 1 株当たり	芸計期间   1株当たり	会計年度 1 株当たり	3,175.53円
	純資産額	純資産額	純資産額	純資産額	1 株当たり当期純利益金
	5,057.45円	6,351.07円	1,897.61円	2,353.80円	額
	    1株当たり中	   1 株当たり当	    1株当たり中	   1 株当たり当	1,204.57円
	間純利益金額	期純利益金額	間純利益金額	期純利益金額	潜在株式調整後
	1,123.46円	2,409.14円	355.15円	776.62円	1株当たり当期純利益金
	┃ ┃ 潜在株式調整	│ │潜在株式調整│	    潜在株式調整	┃  ┃ ┃潜在株式調整┃	額
	後1株当たり	後1株当たり	後1株当たり	後1株当たり	1,200.63円
	中間純利益金	当期純利益金	中間純利益金	当期純利益金	
	制額 1,119.54円	額 2,401.27円	額    354.19円	額 774.57円	
	1,11212113	_,			

### (注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)		162,689	
普通株式に係る純資産額(百万円)		161,283	
差額の主な内訳(百万円)			
新株予約権		4	
少数株主持分		1,402	
普通株式の発行済株式数(株)		60,463,170	
普通株式の自己株式数(株)		1,925	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)		60,461,244	

## 2 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	21,453	26,806	47,090
普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち利益処分による役員賞与金)			167 (167)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	21,453	26,806	46,923
普通株式の期中平均株式数(株)	15,431,889	60,456,127	30,541,230
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(期末)純利益調整額(百万円)			
普通株式増加数(株)	41,012	119,408	80,044
(うち新株引受権)	(30,515)	(83,153)	(58,691)
(うち新株予約権)	(10,496)	(36,255)	(21,353)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益算 定に含めなかった潜在株式の概要	平成15年度第4回、平 成16年度第1回、第2 回、第3回、第4回 株予約権。これらの詳 細は「第4提出会社の 状況、1株式のの状況、1株子約権 の状況、1時であります。	平成15年度第4回、平 成16年度第1回、第2 回、第3回、第4回、第 平成17年度第1回、第 2回、第3回、第4回、第 新株予約権。これら会 が第4提出会の 詳細は「第4提出会の 詳細は「第4提出会の が況、1株予約を の状況、1株予約を の状況、1に記載した おりであります。	平成15年度第4回、平 成17年度第3回新株予 約権。これらの詳細は 「第4提出会社の状況、 (2)新株予約権等の状況、 (2)新株予約を であります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
株式分割について		株式分割について
平成17年8月17日開催の当社取得	<b>帝</b>	平成18年2月16日開催の当社取
役会の決議に基づき、次のよう	<u>-</u>	締役会の決議に基づき、次のよ
株式分割による新株式を発行い	=	うに株式分割による新株式を発
しました。		行いたしました。
1 .平成17年11月18日付をもっ		1 .平成18年4月1日付をもって
普通株式1株につき2株に	}	普通株式 1 株につき 2 株に分
割いたします。		割いたしました。
(1)分割により増加する株式数		(1)分割により増加する株式数
普通株式 15,104,854.28株		普通株式 30,226,068.56株
(2)分割方法		(2)分割方法
平成17年9月30日最終株主		平成18年3月31日最終の株
簿および実質株主名簿に記		主名簿および実質株主名簿
または記録された株主なら		に記載または記録された株
に端株原簿に記載または記	·	主ならびに端株原簿に記載
された端株主の所有株式		または記録された端株主の
を、1株につき2株の割合	Ē	所有株式数を、1株につき
もって分割いたします。		2 株の割合をもって分割い
2 = 11/1-25 =		たしました。
2.配当起算日		2.配当起算日
平成17年10月1日	_	平成18年4月1日
なお、当該株式分割が前期 に行われたと仮定した場合(		なお、当該株式分割が前期首 に行われたと仮定した場合の
前中間連結会計期間および		前連結会計年度における1株
前中间建編云前期间のよび 連結会計年度における1株		当たり情報および当該株式分
たり情報ならびに当期首に		割が当期首に行われたと仮定
われたと仮定した場合の当		した場合の当連結会計年度に
間連結会計期間における1月		おける1株当たり情報につい
当たり情報は、それぞれ以		ては、以下のとおりとなりま
のとおりとなります。		す。
前中間連結 当中間連結 前連結	$\neg$	前連結  当連結
会計期間 会計期間 会計年度		会計年度会計年度
1株当たり   1株当たり   1株当たり   純資産額   純資産額   純資産額		1株当たり   1株当たり
2,528.73円 3,795.22円 3,175.53	P. P	1,587.77円 2,353.80円
4 # 1/ + 12 = 4 # 1/ + 12 = 4 # 1/ + 12		4 # 1/ + 12 4 # 1/ + 12
1株当たり中   1株当たり中   1株当たり   間純利益金額   間純利益金額   期純利益金		│ │ │ 1 株当たり │ │ 1 株当たり │ │ │ │ │ │ 当期純利益金額 │ 当期純利益金額 │
561.73円 710.30円 1,204.57	···	602.29円 776.62円
│ │潜在株式調整│潜在株式調整│潜在株式調	東タ	
後1株当たり 後1株当たり 後1株当た		1株当たり   1株当たり
中間純利益金 中間純利益金 当期純利益	金	当期純利益金額 当期純利益金額
額   額   額   額   1,200.63	<u>_</u>	600.32円 774.57円
1,200.00		

前中間海社会計冊間	业	
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
·	,	重要な株式等の取得について
		当社は、ソフトバンク株式会社が
		ボーダフォン株式会社を買収する
		にあたり、ボーダフォン株式の取
		得会社であるBBモバイル株式会社
		(ソフトバンク株式会社の完全子
		会社)が発行した優先株式および
		新株予約権を平成18年4月27日に
		取得いたしました。
		1.優先株式
		(1)引受株数:600,000株
		(2)発行価額:1,200億円(1株に
		つき200,000円)
		(3)配当条件:平成25年3月31日
		に終了する各事業
		年度までは無配と
		する。平成25年 4
		月1日以降に開始
		する各事業年度
		は、発 行 価 額
		(200,000 円)に
		0.12を乗じた額と
		する。
		(4)償還条件:発行体の事前通知
		により常時償還可
		能とする。
		2.新株予約権
		(1)発行価額:無償
		(2)新株予約権の数:98個
		(3)目的となる株式数:98,000株
		(4)行使価格:95,098円
		(5)行使期間:平成25年4月1日
		から平成28年4月
		27日まで
		(6)行使条件:平成18年4月1日
		から平成25年3月
		31日までの同社の
		累積EBITDAが3.35
		兆円を超えること

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成17年4月1日
		多額の資金調達について
		当社は、平成18年4月25日、株式
		会社みずほコーポレート銀行との
		シンジケーション方式による金銭
		消費貸借契約に基づき借入を実行
		いたしました。当借入による資金
		は、ソフトバンク株式会社との携
		帯電話事業における業務提携に関
		し、ソフトバンク株式会社の完全
		子会社に対して行った優先株によ
		る出資の一部に充当いたしまし
		た。
		1.借入金額
		800億円
		2.借入実行日
		平成18年 4 月25日
		3.借入期間
		平成18年 4 月25日から平成22
		年 5 月25日
		4.弁済方法
		平成18年11月27日を第1回目
		として、以降6ヶ月毎25日に8
		回分割弁済
		5.借入金利
		初回 (平成18年5月25日) 1
		ヶ月物日本円TIBOR+0.30%
		2回目以降 6ヶ月物日本円 TIBOR+0.30%

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末		当中間会計期間末		前事業年度の 要約貸借対照表	
	, <u>,,,,,</u>	(平成17年9月30日)		(平成18年9月30日)		(平成18年3月3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		67,760		44,934		92,910	
2 売掛金		18,989		25,864		23,881	
3 たな卸資産		24		51		78	
4 前払費用		1,036		2,309		1,071	
5 短期貸付金		4,897		1,524		3,836	
6 繰延税金資産		2,506		2,914		3,252	
7 その他		691		2,634		1,402	
貸倒引当金		1,567		2,368		1,792	
流動資産合計		94,338	63.8	77,866	27.5	124,641	66.6
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 建物付属設備		1,361		1,287		1,305	
(2) 工具器具備品		10,318		12,074		11,786	
(3) 建設仮勘定		33		147		79	
有形固定資産合計		11,713	7.9	13,509	4.7	13,172	7.0
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		4,419		7,907		6,449	
(2) その他		8		8		8	
無形固定資産合計		4,427	3.0	7,915	2.8	6,457	3.4
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		10,525		152,639		12,541	
(2) 関係会社株式		21,647		25,401		26,079	
(3) その他の関係会社有価証券		442		329		329	
(4) 出資金		98		301		242	
(5) 関係会社出資金				85			
(6) 長期貸付金		1,344					
(7) 長期前払費用		250		180		214	
(8) 破産更生等債権		0		1		0	
(9) 差入保証金		3,176		3,322		3,590	
(10)繰延税金資産				2,054			
貸倒引当金		5		1		0	
投資その他の資産合計		37,480	25.3	184,314	65.0	42,997	23.0
固定資産合計		53,621	36.2	205,739	72.5	62,627	33.4
資産合計		147,960	100.0	283,606	100.0	187,268	100.0
	•						1

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	横成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)	шэ		(70)	<u> </u>	( 70 )		( /0 )
流動負債							
1 買掛金		194		288		331	
2 短期借入金				20,000			
3 未払金		9,780		10,874		12,108	
4 未払費用		377		263		286	
5 未払賞与		641		829		726	
6 未払法人税等		16,001		20,574		23,002	
7 未払消費税等	2	1,051		1,667		1,901	
8 預り金		371		535		372	
9 前受収益		254		187		182	
10 役員賞与引当金				83			
11 ポイント引当金		934		1,536		1,336	
12 その他		71		433		74	
流動負債合計		29,680	20.1	57,273	20.2	40,324	21.5
固定負債							
1 長期借入金				60,000			
2 繰延税金負債		1,693				1,091	
固定負債合計		1,693	1.1	60,000	21.2	1,091	0.6
負債合計		31,373	21.2	117,273	41.4	41,415	22.1
(資本の部)							
資本金		6,803	4.6			7,032	3.8
資本剰余金							
1 資本準備金		1,884				2,113	
資本剰余金合計		1,884	1.3			2,113	1.1
利益剰余金							
1 利益準備金		27				27	
2 任意積立金							
特別償却準備金		40				40	
3 中間(当期)未処分利益		102,978				130,074	
利益剰余金合計		103,047	69.6			130,143	69.5
その他有価証券評価差額金		4,878	3.3			6,591	3.5
自己株式		27	0.0			28	0.0
資本合計		116,586	78.8			145,853	77.9
負債・資本合計		147,960	100.0			187,268	100.0
							]

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				7,100	2.5		
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金				2,181			
資本剰余金合計				2,181	0.8		
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金				27			
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金				20			
繰越利益剰余金				153,744			
利益剰余金合計				153,792	54.2		
4 自己株式				28	0.0		
株主資本合計				163,045	57.5		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				3,282			
評価・換算差額等 合計				3,282	1.1		
新株予約権				4	0.0		
純資産合計				166,332	58.6		
負債純資産合計				283,606	100.0		
							1

## 【中間損益計算書】

		前中	間会計期	間	当中間会計期間			前事業年度の 要約損益計算書		
		(自 平成 至 平成	成17年 4 月 成17年 9 月	1日 30日)	(自 平原 至 平原	成18年 4 月 成18年 9 月	∄1日 ∄30日)	(自 平成	成17年4月 成18年3月	1 日
区分	注記 番号	金額(百		百分比 (%)	金額(百		百分比 (%)	金額(百	万円)	百分比 (%)
売上高			70,317	100.0		93,208	100.0		154,460	100.0
売上原価			1,166	1.7		1,971	2.1		2,576	1.7
売上総利益			69,151	98.3		91,237	97.9		151,884	98.3
販売費及び一般管理費			31,861	45.3		42,683	45.8		70,296	45.5
営業利益			37,289	53.0		48,553	52.1		81,588	52.8
営業外収益	1		425	0.6		1,096	1.2		730	0.5
営業外費用	2		110	0.1		543	0.6		206	0.1
経常利益			37,603	53.5		49,105	52.7		82,111	53.2
特別利益			97	0.2		325	0.4		1,545	1.0
特別損失			254	0.4		1,361	1.5		2,391	1.6
税引前中間 (当期)純利益			37,446	53.3		48,069	51.6		81,265	52.6
法人税、住民税 及び事業税		15,707			20,061			34,954		
法人税等調整額		890	14,816	21.1	524	19,537	21.0	3,414	31,539	20.4
中間(当期)純利益			22,629	32.2		28,531	30.6		49,725	32.2
前期繰越利益			80,348						80,348	
中間(当期)未処分利益			102,978						130,074	

## 【中間株主資本等変動計算書】

## 当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本類	則余金					
	貝华並	資本準備金	資本剰余金合計					
平成18年3月31日残高(百万円)	7,032	2,113	2,113					
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	67	67	67					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	67	67	67					
平成18年9月30日残高(百万円)	7,100	2,181	2,181					

	株主資本							
		利益乗	余金					
	利益準備金	その他利	益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
	利益年開並	特別償却準備金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	27	40	130,074	130,143	28	139,261		
中間会計期間中の変動額								
新株の発行						134		
剰余金の配当(注)			4,715	4,715		4,715		
役員賞与(注)			167	167		167		
中間純利益			28,531	28,531		28,531		
特別償却準備金の取崩		20	20					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		20	23,669	23,649		23,783		
平成18年9月30日残高(百万円)	27	20	153,744	153,792	28	163,045		

	評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	6,591	6,591		145,853
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				134
剰余金の配当(注)				4,715
役員賞与(注)				167
中間純利益				28,531
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	3,308	3,308	4	3,304
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	3,308	3,308	4	20,479
平成18年9月30日残高(百万円)	3,282	3,282	4	166,332

<sup>(</sup>注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

		** ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #	VABA ***********************************	- 学事业左帝	
	項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日	
	グロ	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)	
1	資産の評価基準お	(1) 有価証券	(1) 有価証券	(1) 有価証券	
	よび評価方法	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券	
		償却原価法	同左	同左	
		子会社株式および関連	子会社株式および関連	子会社株式および関連	
		会社株式	会社株式	会社株式	
		移動平均法による原	同左	同左	
		価法			
		その他有価証券	その他有価証券	その他有価証券	
		時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの	
		中間期決算日の市	中間期決算日の市	決算日の市場価格	
		場価格等に基づく	場価格等に基づく	等に基づく時価法	
		時価法(評価差額	時価法(評価差額	(評価差額は全部	
		は全部資本直入法	は全部純資産直入	資本直入法により	
		により処理し、売	法により処理し、	処理し、売却原価	
		却原価は移動平均	売却原価は移動平	は移動平均法によ	
		法により算定)	均法により算定)	り算定)	
		時価のないもの	時価のないもの	時価のないもの	
		移動平均法による	同左	同左	
		原価法			
		なお、投資事業有			
		限責任組合および			
		それに類する組合			
		への出資(証券取			
		引法第2条第2項			
		により有価証券と			
		みなされるもの)			
		については、組合			
		契約に規定される			
		決算報告日に応じ			
		て入手可能な最近			
		の決算書を基礎と			
		し、持分相当額を			
		純額で取り込む方			
	法によっておりま				
		す。			
		(2) デリバティブ	(2) デリバティブ	(2) デリバティブ	
		時価法(振当処理をし	同左	同左	
		た為替予約を除く)			
		(3) たな卸資産	(3) たな卸資産	(3) たな卸資産	
		個別法による原価法	同左	同左	

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
<b>坝口</b>	至 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2 固定資産の減価償	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
却の方法	定率法	定率法	定率法
	(追加情報)		(追加情報)
	サーバーおよびネットワ		サーバーおよびネットワ
	- ク関連機器について、		ーク関連機器について、
	当中間会計期間より耐用		当事業年度より耐用年数
	年数を4年に短縮してお		を4年に短縮しておりま
	ります。		す。
	この変更は実際の経済的		この変更は実際の経済的
	使用可能期間を考慮し、		使用可能期間を考慮し、
	より正確な期間損益を反		より正確な期間損益を反
	映させるため実施したも		映させるため実施したも
	のであります。		のであります。
	この変更により、従来の		この変更により、従来の
	方法に比べて減価償却費 は347百万円増加してお		方法に比べて減価償却費 は795百万円増加してお
	り、営業利益、経常利益		り、営業利益、経常利益
	および税引前中間純利益		および税引前当期純利益
	が347百万円減少してお		が795百万円減少してお
	ります。		ります。
	(2) 無形固定資産	   (2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産
	定額法	定額法	定額法
	なお、市場販売目的ソ	なお、自社利用のソフ	なお、市場販売目的ソ
	フトウェアについて	トウェアについては、	フトウェアについて
	は、見込有効期間(3	社内における利用可能	は、見込有効期間(3
	年以内)における販売	期間(5年)に基づく定	年以内)における販売
	数量に基づく方法、ま	額法によっておりま	数量に基づく方法、ま
	た、自社利用のソフト	す。	た、自社利用のソフト
	ウェアについては、社		ウェアについては、社
	内における利用可能期		内における利用可能期
	間(5年)に基づく定額		間(5年)に基づく定額
	法によっております。		法によっております。
3 繰延資産の処理方	新株発行費		新株発行費
法	支出時に全額費用処理し		支出時に全額費用処理し
	ております。		ております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	債権の貸倒れによる損	同左	同左
	失に備えるため、一般		
	債権については貸倒実		
	績率により、貸倒懸念 (生物な状況の) (生物) (生物)		
	債権等特定の債権につ		
	いては個別に回収可能		
	性を検討し、回収不能 見込額を計上しており		
	見込顔を訂工してのり ます。		
	より。   (2) 役員賞与引当金	   (2) 役員賞与引当金	(2) 役員賞与引当金
	( <i>-)</i> K용턴의 기리표	(2) 投資員ラゴヨ並   役員賞与の支出に備え	( <i>-)</i> 以只只见 J J 亚
		るため、当事業年度に	
		おける支給見込額の当	
		中間会計期間負担額を	
		計上しております。	
	1	1	

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		(会計方針の変更) 当中間会計期間より「役員 賞与に関する会計基準」 (企業会計基準第4号 平 成17年11月29日)を適用し ております。 これにより営業利益、経常 利益および税引前中間純利 益は83百万円減少しており ます。	
	(3) ポイント引当金 販売促進を目的とする ポイント制度に基づ き、顧客へ付与したポ イントの利用に備える ため、当中間会計期間 末において将来利用さ れると見込まれる額 計上しております。	るす。 (3) ポイント引当金 同左	(3) ポイント引当金 販売促進を目的とする ポイント制度に基づ き、顧客へ付与したポ イントの利用に備える ため、当事業年度末に おいて将来利用される と見込まれる額を計上 しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ 処理によっておりま す。 なお、振当処理の要件 を満たしている為替予 約については振当処理 によっております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左
	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建債権・債務	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建債権・債務お よび外貨建予定取引	(2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左
	(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	(3) ヘッジ方針 同左	(3) ヘッジ方針 同左
	(4) ヘッジ有効性評価の方 法 ヘッジ対象およびヘッ ジ手段に応じて、比率 分析等により、ヘッジ 取引の事前、事後に有 効性の評価を行ってお ります。	(4) ヘッジ有効性評価の方 法 同左	(4) ヘッジ有効性評価の方 法 同左

	項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6	その他中間財務諸	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
	表 (財務諸表)作	税抜方式によっておりま	同左	同左
	成のための基本と	す。		
	なる重要な事項			
				,

(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準」 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
至 平成17年9月30日			
「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準」 の設定に関する意見書」 の設定に関する意見書」 の選別に係る会計基準の適用指針」の業金計画 の選別に係る会計基準の適用指針」の業金計画 の選別に係る会計基準の適用指針」の業金計画 の選別に係る会計基準の適用指針」の変数に関する意見書 の適用指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期指針」の業金計画 の適期表の経資産の部の表示 に関する会計基準等 当中間金の部の表示に関する会計基準等 当中間金の部の表示に関する会計基準等 「企業会計基準要員会 中成17年12月9日企業会計基準等の適用指針第(企業会計基準の適用指針第名)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なが、質本の部」の合計に 相当する金融を引きを適用指針第名 のうを適用しております。 これによる損益に与える影響はあります。 これによる損益に与える影響はあります。 これによる損益に与える影響はあります。 中間財務諸標等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表等規則 により作成しております。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表等規則 により作成しております。 (自己株式及び準備金のの減少等に関する会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準			
(「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 適用打針第6号)を当中間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はあり ません。  (賃備対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 等」(企業会計基準等) 当中間会計期間より「賃借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準の 純資産の部の表示に関する会計基準等 等」(企業会計基準を 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準を 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準を 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準のの に関する会計基準のの に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計を に関する会計を に関する会計を に対しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 「自己株式及び準備金の適り減少等に関する会計基準第1号)及び、準備金の節の減少等に関する会計基準の 会話と呼称しております。  (自己株式及び準備金等の節の減少等に関する会計基準の の場所指針)(企業会計基準第1号)及び、自己株式及び準備金の節の減少等に関する会計基準の の場所指針(企業会計基準等 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び、自己株式及び準備金の節が減少等に関する会計 基準適同指針)(企業会計基準等 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び、自己株式及び準備金の節が減少等に関する会計 基準の適用指針(企業会計基準要員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準額目針第2号)を適用しております。	(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
(「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 の適用指針」(企業会計基準 適用打針第6号)を当中間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はあり ません。  (賃備対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 等」(企業会計基準等) 当中間会計期間より「賃借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準の 純資産の部の表示に関する会計基準等 等」(企業会計基準を 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準を 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準を 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準等 等」(企業会計基準等 等」(企業会計基準の に関する会計基準のの に関する会計基準のの に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計基準の に関する会計を に関する会計を に関する会計を に対しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 「自己株式及び準備金の適り減少等に関する会計基準第1号)及び、準備金の節の減少等に関する会計基準の 会話と呼称しております。  (自己株式及び準備金等の節の減少等に関する会計基準の の場所指針)(企業会計基準第1号)及び、自己株式及び準備金の節の減少等に関する会計基準の の場所指針(企業会計基準等 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び、自己株式及び準備金の節が減少等に関する会計 基準適同指針)(企業会計基準等 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び、自己株式及び準備金の節が減少等に関する会計 基準の適用指針(企業会計基準要員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準額目針第2号)を適用しております。	「固定資産の減損に係る会計基準」		「固定資産の減損に係る会計基準」
の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)を当中間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。  (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)」を当事業年度から適 用しております。 これによる損益に与える影響はありません。  (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)もよび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)」(企業会計基準等第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準多員会 平成17年12月9日企業会計基準多同適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円でありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の配の減少等に関する会計基準の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準の適用指針第名会計基準の適用指針第を会計基準の適用指針(企業会計基準の適用指針)(企業会計基準要員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針)「企業会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針)「企業会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針)「企業会計基準更員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針」(企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準の適用指針)「企業会計基準の適用指針」(企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準の適用指針)「企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準の適用指針」(企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更員会最終改正正成18年8月11日企業会計基準更具金最終改正正成18年8月11日企業会計基準更具金最終改正正成18年8月11日企業会計基準更具金最終改正正成18年8月11日企業会計基準表見会最終改正正成18年8月11日企業会計基準表見会認定正成18年8月11日企業会計基準表見会認定正成18年8月11日企業会計基準第5日本記述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表述表			
審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係合会計基準の適用指針」(企業会計基準適合 所指第第6号)を当中間会計期間から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。  (貸備対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等」(企業会計基準第5号)および「賃借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等」(企業会計基準等)は合理を表示に関する会計基準等。(企業会計基準等)の適用指針(企業会計基準等)が表示に関する会計基準等。(企業会計基準等)が表示に関する会計基準等。(企業会計基準等)が表示に関する会計基準等。(企業会計基準要員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 「自己株式及び準備金額の減少等に関する会計基準等のの額の減少等に関する会計基準等のの額の減少等に関する会計基準等のの額の減少等に関する会計基準等の額の減少等に関する会計基準等のの額の減少等に関する会計基準等(企業会計基準を員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針)(企業会計基準を員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針第2号)を適用しております。			
び「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準適 用指針第6号)を当中間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。  ( 質情対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より「食情対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)となび、質情対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)がでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	-		
の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)を当中間会計期間か ら適用しております。 これによる損益に与える影響はあり ません。  (質価対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸価対照表の 純資産の部の表示に 関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸価対照表の 純資産の部の表示に 関する会計基準等の 当中間会計期間より「貸価対照表の 純資産の部の表示に 関する会計基準等の 当中間会計期間より「貸価対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準第5号)お よび「貸価対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準第6の部の表示に関する会計基準等の自用指針」 (企業会計基準等の自用指針」(企業会計基準第0局)お よび「貸価対照表の ・ では、 ・			
平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)を当中間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。  (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針」の企業会計基準の適用指針。(企業会計基準の適用指針」の主要を通過しております。これによる損益に与える影響はありません。  なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。一間財務諸表等規則により作成しております。 ・中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間対済と等規則により作成しております。			
用指針第6号)を当申間会計期間から適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。  (貸備対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準等の適用指針)(企業会計基準等の適用指針)(企業会計基準等の適用指針)(企業会計基準等の適用指針)(企業会計基準等の適用指針)(企業会計基準等の適用指針)(企業会計基準的過用計算第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なが、後來の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計基準表員会最終改正平成18年8月11日企業計算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算算	の適用指針」(企業会計基準委員会		の適用指針」(企業会計基準委員会
おります。	平成15年10月31日 企業会計基準適		平成15年10月31日 企業会計基準適
これによる損益に与える影響はありません。  (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等」(企業会計基準等」(企業会計基準等)が中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準等の適用指針」(企業会計基準の適用指針)を表表に関する会計基準の適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)とび「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)とび「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)と適用計算算2号)を適用しております。	用指針第6号)を当中間会計期間か		用指針第6号)を当事業年度から適
これによる損益に与える影響はありません。  (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等」(企業会計基準等」(企業会計基準等)が中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準等の適用指針」(企業会計基準の適用指針)を表表に関する会計基準の適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)とび「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)とび「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)と適用計算算2号)を適用しております。	ら適用しております。		用しております。
ません。  (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準 等」(企業会計基準委員会 平成17 年12月9日企業会計基準第5号)お よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準適用指針第8 号)を適用しております。 これによる多影響はあり ません。 なお、従来の「資本の部」の合計に 相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準間より改正後の「自己株式及び準備金等の節の減少等に関する会計基準第1日)及び「自己株式及び準備金等の節の減少等に関する会計基準第1日 企業会計基準の適用指針「企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適回網が等に関する会計基準の適回網が明ます。			
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準等」(企業会計基準委員会 平成17 年12月9日企業会計基準等5号)お よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準等の適用指針」 (企業会計基準等の適用指針第8 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日金業会計基準第の適用指針」(企業会計基準委員会計基準委員会計基準委員会計基準の適用指針(企業会計基準委員会計基準委員会計基準委員会計基準表別を指述を表別を指述を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を			
関する会計基準等) 当中間会計期間より「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準 等」(企業会計基準委員会 平成17 年12月9日企業会計類運第5号)お よび「貸借対照表の純資産の部の表 示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準委員の通用指針第8 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はあり ません。 なお、従来の「資本の部」の合計に 相当する金額は166,328百万円であ ります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸 表は、改正後の中間財務諸表等規則 により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関 する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己 株式及び準備金等の額の減少等に関 する会計基準第(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第0適用指針,(企業会計基準委員 会計基準の適用指針,(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。	aen.	(## H + 107 + 0 /+ /2 + 0 + 0 - + - 1-	aen.
当中間会計期間より「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準 等」(企業会計基準第5号)お よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準等の適用指針」 (企業会計基準等の適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表表は、改正後の中間財務諸表表は、均正成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用計針」(企業会計基準の適用計算針(企業会計基準の適用がようを適用しております。		•	
無資産の部の表示に関する会計基準 等」(企業会計基準委員会 平成17 年12月9日企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準適用指針第8 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間を計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改変の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準の適用計針」(企業会計基準委員会、最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針第2号)を適用しております。		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
等」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)および「貸荷照表の純資産の部の表示に関する会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針)企業会計基準適用指針の企業会計基準適用指針ので表達を適用しております。		当中間会計期間より「貸借対照表の	
年12月9日企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する全額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後のの間が多語表等規則により作成しております。  (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部の政・等に関する会計基準等の一部の政・等に関する会計基準の値の類少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針)を適用しております。		純資産の部の表示に関する会計基準	
年12月9日企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する全額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後のの間が多語表等規則により作成しております。  (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部の政・等に関する会計基準等の一部の政・等に関する会計基準の値の類少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針)を適用しております。		等」(企業会計基準委員会 平成17	
よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表に、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間金等の額の減少等に関する会計基準等の「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額別減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額別減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準の額別減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額別減少等に関する会計基準		年12月9日企業会計基準第5号)お	
示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表は、改正後ののでは、10日代成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準等1 号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
(企業会計基準委員会 平成17年12 月9日 企業会計基準適用指針第8 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はあり ません。 なお、従来の「資本の部」の合計に 相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸 表は、改正後の中間財務諸表等規則 により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関 する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己 株式及び準備金等の額の減少等に関 する会計基準」(企業会計基と 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
月9日 企業会計基準適用指針第8 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針第2号)を適用しております。			
号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
ません。 なお、従来の「資本の部」の合計に 相当する金額は166,328百万円であ ります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸 表は、改正後の中間財務諸表等規則 により作成しております。  (自己株式及び準備金の減少等に関 する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己 株式及び準備金等の額の減少等に関 する会計基準」(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。		号)を適用しております。	
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。  (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。		これによる損益に与える影響はあり	
相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。		ません。	
相当する金額は166,328百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。		なお、従来の「資本の部」の合計に	
ります。 中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸 表は、改正後の中間財務諸表等規則 により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己 株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。  (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準の適用指針第2号)を適用しております。			
当中間会計期間における中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
により作成しております。 (自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
(自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己 株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。		表は、改正後の中間財務諸表等規則	
する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より改正後の「自己 株式及び準備金等の額の減少等に関 する会計基準」(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。		により作成しております。	
当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。		(自己株式及び準備金の減少等に関	
当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。		する会計基準等の一部改正)	
株式及び準備金等の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。			
する会計基準」(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
会最終改正平成18年8月11日 企業 会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。			
員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。		び準備金の額の減少等に関する会計	
企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。		基準の適用指針」(企業会計基準委	
企業会計基準適用指針第2号)を適 用しております。		員会 最終改正平成18年8月11日	
用しております。			
」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ません。		<b>ま</b> ぜん。	

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	(企業結合に係る会計基準等)	
	当中間会計期間より「企業結合に係	
	る会計基準」(企業会計審議会平成	
	15年10月31日)および「事業分離等	
	に関する会計基準」(企業会計基準	
	委員会 平成17年12月27日 企業会	
	計基準第7号)ならびに「企業結合	
	会計基準及び事業分離等会計基準に	
	関する適用指針」(企業会計基準委	
	員会 平成17年12月27日 企業会計	
	基準適用指針第10号)を適用してお	
	ります。	
	(ストック・オプション等に関する	
	会計基準等)	
	当中間会計期間より「ストック・オ	
	プション等に関する会計基準」(企	
	業会計基準委員会 平成17年12月27	
	日 企業会計基準第8号)および	
	「ストック・オプション等に関する	
	会計基準の適用指針」(企業会計基	
	準委員会 最終改正平成18年5月31	
	日 企業会計基準適用指針第11号)	
	を適用しております。	
	これにより、営業利益、経常利益お	
	よび税引前中間純利益は4百万円減	
	少しております。	

# 表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
(中間貸借対照表)	
「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法	
律第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年	
12月1日より適用となることおよび「金融商品会計に	
関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平	
成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間会	
計期間から投資事業有限責任組合およびそれに類する	
組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証	
券とみなされるもの)を投資有価証券として表示する	
方法に変更いたしました。	
なお、当中間会計期間の「投資有価証券」に含まれる	
当該出資の額は927百万円であり、前中間会計期間にお	
ける固定資産「出資金」に含まれている当該出資の額	
は778百万円であります。	

# 注記事項

# (中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
1 有形固定資	10,603百万円	16,063百万円	13,461百万円
産の減価償			
却累計額			
2 消費税等の	仮払消費税等および仮受消	同左	
取扱い	費税等は相殺のうえ、未払		
	│ │ 消費税等として表示してお		
	ります。		
3 貸出コミッ	(1)クレジットカード業務に	(1)クレジットカード業務に	(1)クレジットカード業務に
トメント	附帯するキャッシング業	附帯するキャッシング業	附帯するキャッシング業
	務を行っております。当	務を行っております。当	務を行っております。当
	該業務における貸出コミ	該業務における貸出コミ	該業務における貸出コミ
	ットメントに係る貸出未	ットメントに係る貸出未	ットメントに係る貸出未
	実行残高は次のとおりで	実行残高は次のとおりで	実行残高は次のとおりで
	あります。	あります。	あります。
	貸出コミット	貸出コミット	貸出コミット
	メントの総額 537百万円	メントの総額 3,600百万円   貸出実行残高 241百万円	メントの総額 2,154百万円 貸出実行残高 135百万円
	貸出実行残高 69百万円   差引額 468百万円	差引額 3,359百万円	
	(2)一部の連結子会社に対し	(2)一部の連結子会社に対し	(2)一部の連結子会社に対し
	て貸出コミットメント契	て貸出コミットメント契	て貸出コミットメント契
	約を締結しております。	- 約を締結しております。	約を締結しております。
	当中間会計期間末におけ	当中間会計期間末におけ	当事業年度末における貸
	る貸出コミットメントに	る貸出コミットメントに	出コミットメントに係る
	係る貸出未実行残高は次	係る貸出未実行残高は次	貸出未実行残高は次のと
	のとおりであります。	のとおりであります。	おりであります。
	貸出コミット	貸出コミット	貸出コミット
	メントの総額 600百万円   ペリマラス   1000百万円   1000百万円	メントの総額 600百万円	
	<u>貸出実行残高 200百万円</u>   差引額 400百万円	<u>貸出実行残高</u> 百万円   差引額 600百万円	
		조기照 000日기기	조기照 000日기门

# (中間損益計算書関係)

項目		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1	営業外収益のうち			
	主なもの			
	受取利息	346百万円	162百万円	635百万円
	受取配当金	29百万円	41百万円	29百万円
	出資金分配益	23百万円	808百万円	6百万円
	受取業務手数料	21百万円	31百万円	44百万円
2	営業外費用のうち			
	主なもの			
	支払利息	百万円	188百万円	百万円
	新株発行費	5百万円	百万円	14百万円
	固定資産除却損	68百万円	59百万円	165百万円
	出資金分配損	24百万円	百万円	百万円
	借入手数料	百万円	282百万円	百万円
3	減価償却実施額			
	有形固定資産	2,521百万円	2,876百万円	5,772百万円
	無形固定資産	238百万円	601百万円	612百万円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

### 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	962.92	962.92		1,925.84

#### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加

962.92株

# (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		計期間 〒4月1日 〒9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
	オペレーティング	・リース取引	オペレーティング	・リース取引	
	一年以内 993百万円		一年以内	993百万円	
	一年超	3,449百万円	一年超	3,946百万円	
	合計	4,443百万円	合計	4,940百万円	

# (有価証券関係)

# 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

(単位:百万円)

( T E · H/313)									
	前中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)			前事業年度末 (平成18年3月31日)			
区分	中間貸借 対照表計 上額	時価	差額	中間貸借 対照表計 上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,950	27,126	23,176	15,290	28,618	13,327	3,950	24,466	20,516
計	3,950	27,126	23,176	15,290	28,618	13,327	3,950	24,466	20,516

# (1株当たり情報)

項目		計期間 年4月1日 年9月30日)		計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 株当たり純資産額	7,718.73円		2,750.99円		4,820.02円
1株当たり中間(当期)純利益		1,466.44円		471.94円	1,622.67円
│潜在株式調整後 │1株当たり中間(当期)純利益	1,462.55円		471.01円		1,618.42円
	当社は、平成	17年5月20	当社は、平成	18年4月1	当社は、平成17年5月20
	日付で株式 1	株につき 2	日付で株式 1	株につき 2	日および11月18日付で株
	株の株式分割	を行ってお	株の株式分割	を行ってお	式1株につき2株の株式
	ります。		ります。		分割を行っております。
	なお、当該株	式分割が前	なお、当該株	式分割が前	なお、当該株式分割が前
	期首に行われ	たと仮定し	期首に行われ	たと仮定し	期首に行われたと仮定し
	た場合の上記	記載の1株	た場合の上記記載の1株		た場合の前事業年度にお
	当たりの情	報について	当たりの情報について		ける1株当たりの情報に
	は、それぞれ	以下のとお	は、それぞれ	以下のとお	ついては、それぞれ以下
	りとなります		りとなります。		のとおりとなります。
	前中間 会計期間	前事業年度	前中間 会計期間	前事業年度	1 株当たり純資産額 3,201.07円
	1株当たり	1 株当たり	1 株当たり	1 株当たり	1 44 1/ 4 13 1/ 担体到头会
	純資産額 5,070.07円	純資産額	純資産額 1,929.68円	純資産額 2,410.01円	1 株当たり当期純利益金   額
	, , , , , ,	6,402.14円	, , , , , ,	,	1,225.66円
	1 株当たり中 間純利益金額	1 株当たり当 期純利益金額	1 株当たり中 間純利益金額	1 株当たり当 期純利益金額	   潜在株式調整後
	同純利益並額 1,127.19円	期無利益並額 2,451.32円	374.62円	期無利益並額 820.23円	1株当たり当期純利益金   額
	  潜在株式調整	潜在株式調敷	┃ ┃ 潜在株式調整	   潜在株式調整	1,221.65円
	後1株当たり	後1株当たり	後1株当たり	後1株当たり	1,221.00[]
	中間純利益金	当期純利益金	中間純利益金	当期純利益金	
	額 4 400 00円	額	額 070 04円	額	
	1,123.26円	2,443.30円	373.61円	818.06円	

### (注) 算定上の基礎

# 1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)		
中間貸借対照表の純資産の部の合計額		166,332			
(百万円)		100,002			
普通株式に係る純資産額(百万円)		166,328			
差額の主な内訳(百万円)		4			
新株予約権		4			
普通株式の発行済株式数(株)		60,463,170			
普通株式の自己株式数(株)		1,925			
1株当たり純資産額の算定に用いられ		60,461,244			
た普通株式の数(株)		00,401,244			

# 2 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	22,629	28,531	49,725
普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち利益処分による役員賞与金)			167 (167)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	22,629	28,531	49,558
普通株式の期中平均株式数(株)	15,431,889	60,456,127	30,541,230
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(期末)純利益調整額(百万円)			
普通株式増加数(株)	41,012	119,408	80,044
(うち新株引受権)	(30,515)	(83,153)	(58,691)
(うち新株予約権)	(10,496)	(36,255)	(21,353)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益算 定に含めなかった潜在株式の概要	平成15年度第4回、平 成16年度第1回、第2 回、第3回、第4回新 株予約権。これらの詳 細は「第4提出会社の 状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等 の状況」に記載したと おりであります。	平成15年度第4回、平 成16年度第1回、第2 回、第3回、第4回、第2 平成17年度第1回、第4回、第4回、第5回、第6回、第6回、第6回。第6回。第6回。第6回。第6回。第6回。第6回。第6回。第6回。第6回。	平成15年度第4回、平 成17年度第3回新株予 約権。これらの詳細は 「第4提出会社の状況、 (2)新株予約権等の状況、 (2)新株予約を であります。

台	中間会計期間	期	1	当中間会計期間	1		 美年度	
	平成17年4月			平成18年4月1	в 1		年4月1日	
	平成17年9月		至	平成18年9月30			年 3 月31日)	
株式分割に	ついて					株式分割について		
平成17年8月17日開催の当社取締					平成18年2月16	日開催の当社取	締	
役会の決議に基づき、次のように					役会の決議に基づき、次の		に	
	こよる新株式					株式分割による新株式を		
しました。						しました。		
-	·  7年11月18日	付をもって					目1日付をもっ	7
	バギログ10日 朱式1株につ						朱につき 2 株に	
		/ C Z 1水 IC /J				割いたしまし		<i>)</i> ]
	とします。 ことの増加す	- フ <del>                                    </del>						
` '	こより増加す					(1)分割により増加する株式		
	朱式 15,104	1,854.28休					30,226,068.56榜	木
(2)分割						(2)分割方法		
	17年9月30日						月31日最終の株	
	よび実質株主						実質株主名簿に	
	は記録された						録された株主な	
	朱原簿に記載						簿に記載または	
	た端株主の						株主の所有株式	
を、	1 株につき 2	株の割合を				を、1株に	つき 2 株の割合	を
もって	て分割いたし	ます。				もって分割	いたしました。	
2 . 配当						2.配当起算日		
	7年10月1日					平成18年4月	1日	
なお、	当該株式分	割が前期首				なお、当該株	株式分割が前期	首
に行っ	われたと仮定	した場合の				に行われた。	ヒ仮定した場合	の
前中国	間会計期間お	よび前事業				前事業年度Ⅰ	こおける1株当	た
年度日	こおける 1 株	当たり情報				り情報および当該株式分割が		が
ならで	びに当期首に	行われたと				当期首に行われたと仮定した		た
仮定	した場合の当	作間会計期				場合の当事簿	<b>業年度における</b>	1
間における 1 株当たり情報に					株当たり情報については、以		以	
	ては、以下の					下のとおりと		
りまっ								
前中間	当中間	前事業年度				前事業年度	当事業年度	
会計期間	会計期間					1 株当たり	1株当たり	
1株当たり 純資産額	1株当たり 純資産額	1 株当たり   純資産額				純資産額	純資産額	
2,535.04円	3,859.37円	3,201.07円				1,600.54円	2,410.01円	
						4 ++ 1/ + 12	4 ++ 1/ + 12	
1 株当たり中間 純利益金額	1株当たり中 間純利益金額	1株当たり当   期姉利益全額				1 株当たり   当期純利益金額	1 株当たり 当期純利益金額	
563.60円	749.25円	1,225.66円				612.83円	820.23円	
							NA 14 - 15	
潜在株式調整						潜在株式調整後	潜在株式調整後	
後1株当たり 中間値利益会	後1株当たり 中間純利益金					1 株当たり   当期純利益金額	1 株当たり 当期純利益金額	
中间紀列金並額	中间紀列金並額	当期紀刊量並     額				610.83円	818.06円	
561.63円	747.22円	1,221.65円						•

新山門 <b>本</b> 計期間	<b>业中国</b> ◆打和国	
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		重要な株式等の取得について
		当社は、ソフトバンク株式会社が
		ボーダフォン株式会社を買収する
		にあたり、ボーダフォン株式の取
		得会社であるBBモバイル株式会社
		(ソフトバンク株式会社の完全子
		会社)が発行した優先株式および
		新株予約権を平成18年4月27日に
		取得いたしました。
		1 .優先株式
		(1)引受株数:600,000株
		(2)発行価額:1,200億円(1株に
		つき200,000円)
		(3)配当条件:平成25年3月31日
		に終了する各事業
		年度までは無配と
		する。平成25年4
		月1日以降に開始
		する各事業年度
		は、発行価額
		(200,000 円)に
		0.12を乗じた額と
		する。
		(4)償還条件:発行体の事前通知
		により常時償還可
		能とする。
		2.新株予約権
		(1)発行価額:無償
		(2)新株予約権の数:98個
		(3)目的となる株式数:98,000株
		(4)行使価格:95,098円
		(5)行使期間:平成25年4月1日
		から平成28年4月
		27日まで
		(6)行使条件:平成18年4月1日
		から平成25年3月
		31日までの同社の
		累積EBITDAが3.35
		※領LBTDAが3.33 兆円を超えること
		九门を超んること

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		多額の資金調達について
		当社は、平成18年4月25日、株式
		会社みずほコーポレート銀行との
		シンジケーション方式による金銭
		消費貸借契約に基づき借入を実行
		いたしました。当借入による資金
		は、ソフトバンク株式会社との携
		帯電話事業における業務提携に関
		し、ソフトバンク株式会社の完全
		子会社に対して行った優先株によ
		る出資の一部に充当いたしまし
		た。
		1 .借入金額
		800億円
		2.借入実行日
		平成18年 4 月25日
		3.借入期間
		平成18年 4 月25日から平成22
		年 5 月25日
		4.弁済方法
		平成18年11月27日を第1回目
		として、以降6ヶ月毎25日に8
		回分割弁済
		5 .借入金利
		初回 (平成18年 5 月25日) 1
		ヶ月物日本円TIBOR+0.30%
		2回目以降 6ヶ月物日本円
		TIBOR+0.30%

# (2) 【その他】

該当事項はありません。

#### 第6 【提出会社の参考情報】

(6) (1)の有価証券報書の

訂正報告書

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 事業年度 自 平成17年4月1日 平成18年6月22日 (1) およびその添付書類 至 平成18年3月31日 (第11期) 関東財務局長に提出 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第2号の2の規定に基づくもの 平成18年8月23日 (2) 臨時報告書 (ストックオプション制度に伴う新株予約 関東財務局長に提出 権発行) (2)の臨時報告書の 平成18年9月7日 訂正報告書 関東財務局長に提出 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第2号の2の規定に基づくもの 平成18年10月23日 (4) 臨時報告書 (ストックオプション制度に伴う新株予約 関東財務局長に提出 権発行) (4)の臨時報告書の 平成18年11月7日 (5) 訂正報告書 関東財務局長に提出

平成18年11月28日

関東財務局長に提出

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成17年12月14日

ヤ フ ー 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

#### 中央青山監査法人

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 市 村 清

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 福 原 正 三

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>( )</sup>上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保 管しております。

平成18年12月7日

ヤフー株式会社

取締役会 御中

#### 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 松本 保範

指定社員 業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

(セグメント情報)「事業の種類別セグメント情報」(6)事業区分の変更に記載されているとおり、会社は、サービスの内容及び特性を考慮した区分によっていたが、市場性を考慮した区分に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

平成17年12月14日

ヤ フ ー 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

#### 中央青山監査法人

指定社員 業務執行社員公認会計士市村 清

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 福 原 正 三

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。 当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>( )</sup>上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

平成18年12月7日

ヤフー株式会社

取締役会 御中

#### 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 松本 保範

指定社員 業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。